アイサポモバイルサービスご利用規約
ご利用規約 P5
国際電話サービスご利用規約 P24
料金表 P32
別表 P54
ご利用規約
対象となる SIM サービス P5
第一章 総則
第 1 条 (定義) P5
第 2 条 (本サ−ビス) P6
第 3 条 (本規約) P6
第 4 条 (本サ – ビスおよび付加機能サ – ビスの申込および利用開始) P6
第 5 条 (本サービスの利用申込の承諾) P6
第二章 本サービス
第 6 条 (本サービスの利用) P7
第 6 条の 2 (申込み内容の変更) P7
第7条 (通信区域) P7
第8条 (通信利用の制限) P7
第9条 (通信時間等の制限) P8
第 10 条 (通信時間の測定) P8
第 11 条 (通信速度等) P9
第 12 条 (回線交換サービス) P9
第 12 条の 2 (アイサポモバイルでんわ) P9
第 13 条 (契約者識別番号の付与) P10
第 14 条 (回線交換サービスの携帯電話・PHS 番号ポータビリティ) P10
第 15 条 (回線交換サービスの禁止行為) P10
第 16 条 (回線交換サービスにおける国際アウトローミングの利用等) P11
第 17 条 (国際電気通信事業者等への回線交換サービスの契約者情報の通知) P11
第三章 端末機器および SIM カード
第 18 条 (端末機器利用にかかる契約者の義務) P11
第 19 条 (本 SIM カード) P12
第 20 条 (切替) P13
第 21 条 (契約者識別番号の登録等) P14
第 22 条 (ID 等の管理) P14
第 23 条 (自営端末機器) P14
第四章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除
第 24 条 (提供の中断) P14
第 25 条 (契約者からの請求による利用の一時中断) P14
第 26 条 (利用停止) P14

第 27 条 (弊社による利用契約の解除) P15
第 28 条 (期限の利益) P15
第 29 条 (解約) P15
第五章 料金
第 30 条 (料金) P15
第 31 条 (基本使用料等の支払義務) P16
第 32 条 (通信料の算定) P16
第 33 条 (定期契約型プラン) P17
第 34 条 (手続に関する料金の支払義務) P17
第 35 条 (料金の計算等) P17
第 36 条 (割増金) P17
第 37 条 (延滞利息) P17
第 38 条 (料金等の変更) P18
第六章 損害賠償
第 39 条 (本サービスの利用不能による損害)P18
第 40 条 (免責) P18
第 41 条 (損害賠償額の上限) P18
第七章 保守
第 42 条 (弊社の維持責任) P19
第 43 条 (契約者の維持責任) P19
第 44 条 (契約者の切分責任) P19
第 45 条 (修理または復旧) P19
第 46 条 (保証の限界) P19
第 47 条 (サポート) P19
第八章 雑則
第 48 条 (禁止事項) P19
第 49 条 (発信者番号通知等) P20
第 50 条 (位置情報の送出) P21
第 51 条 (情報の収集) P21
第 52 条 (契約者確認) P21
第 53 条 (契約者情報の取り扱い) P21
第 54 条 (他の電気通信事業者への情報の通知) P22
第 55 条 (相互接続番号案内) P22
第 56 条 (番号案内料等の支払義務等) P23
第 57 条 (時報サービス) P23
第 58 条 (本サービスの廃止) P23
第 59 条 (本サ – ビスの技術仕様等の変更等) P23
第 60 条 (讓渡禁止) P23
75 C 4 57 (/) 75 H H) POS

第 61 条 (分離性) P23

第62条 (協議)..... P23

第 63 条 (専属的合意管轄) P24

第64条 (準拠法) P24

国際電話サービスご利用規約

第一章 総則

第1条 (規約の適用) ... P24

第2条 (規約の変更) ... P24

第3条(定義)... P24

第4条 (国際電話サービスの提供) ... P24

第5条 (通話以外の通信の取扱い) ... P24

第6条 (外国における取扱制限) ... P24

第二章 契約

第7条 (契約の単位) ... P26

第8条 (国際電話契約の締結) ... P26

第9条 (契約者が行う国際電話契約の解除) ... P26

第10条 (弊社が行う国際電話契約の解除) ... P26

第三章 提供の中断等

第11条 (提供の中断) ... P26

第12条 (利用停止) ... P27

第13条 (利用限度額の設定) ... P27

第四章 通話

第14条 (通話の取扱い) ... P27

第15条 (取扱地域等) ... P28

第 16 条 (SIM サービスが利用できない場合の取扱い) ... P28

第17条 (通話利用の制限) ... P28

第18条 (通話の切断) ... P28

第19条 (通話時間の測定等) ... P28

第五章 料金等

第20条(料金)... P28

第 21 条 (通話料の支払義務) ... P28

第22条 (料金の計算方法等) ... P29

第23条 (割増金) ... P29

第 24 条 (延滞利息) ... P29

第25条 (債権の譲渡等) ... P29

第六章 損害賠償

第26条 (責任の制限) ... P29

料金表 ... P32

通則 P32

第1表 料金 P32

第1 基本使用料 P32

第2 付加機能サービス料 P34

第 3 通信料 P35

第4 手続きに関する料金 P43

第 5 ユニバーサルサービス料 P45

第 6 SIM 損害金 P45

第 7 電話リレーサービス料 P45

第2表 国際アウトローミング利用料 P46

第3表 番号案内料等 P48

第4表 国際電話サービス料金 P48

別表 ... P53

別表 1 付加機能サービス ... P53

別表 2 本サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件 ... P57

別表 3 新聞社等の基準 ... P58

別表 4 通信の優先的取扱いに係る機関名 ... P59

別表 5 他社相互接続通信に係る協定事業者 ... P60

別表 6 相互接続通信の料金の取扱い ... P61

別表 7 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 ... P63

別表 8 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信 回線へ着信する通信に係る取扱地域 ... P80

別表 9 国際電話サービス取扱地域 ... P83

ご利用規約

株式会社ギア(以下「弊社」といいます) は、弊社の提供する以下の SIM サービス(以下総称して「本サービス」といいます) ご利用規約 (以下「本規約」といいます)を以下の通り定め、これにより本サービスを提供します。

対象となる SIM サービス

- ・ アイサポモバイル(D)プラン
- ・ アイサポモバイル(S)プラン

第一章 総則

第1条(定羲)

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- 1. 「本 SIM カード」とは、本規約に基づき貸与される、契約者情報を記録した IC カードをいい、本 SIM カードには、microSIM カード、nanoSIM カードの種別が含まれるものとします。
- 2. 「携帯電話事業者」とは、弊社がワイヤレスデータ通信および回線交換サービスを提供するために卸携帯電話サービス契約その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。現在の携帯電話事業者は、株式会社 NTT ドコモとソフトバンク株式会社です。
- 3.「ワイヤレスデータ通信」とは、弊社が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。
- 4.「回線交換サービス」とは、弊社が提供する回線交換方式による通信サービスをいいます。
- 5.「付加機能サービス」とは、別表1に定める付加機能サービスをいいます。
- 6. 「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に定める基礎的 電気通信役務 の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算 定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号) により算出された額に基づいて、弊社が定める料金をいいます。
- 7.「契約者回線」とは、本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。
- 8. 「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 (平成 16 年総務省令第 15 号)で定める種類の端末設備の機器をいいます。
- 9. 「自営端末機器」とは、契約者が本 SIM カードを利用するため自ら用意する端末機器(弊社が契約者に対して販売した機器も含みます) をいいます。
- 10. 「協定事業者」とは、弊社または携帯電話事業者と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいいます。
 - 11.「国際電気通信事業者等」とは、携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を 提供する事業者をいいます。
- 12. 「国際アウトローミング」とは、国際電気通信事業者等が、本 SIM カードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。なお、国際アウトローミングは、回線交換サービスにより利用できるものであり、ワイヤレスデータ通信により利用することはできません。
- 13. 「消費税相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
- 14.「電話リレーサービス料」とは、聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律(令和 2 年法律第53

号)に定める電話リレーサービス提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の 円滑化に関する法律施行規則(令和 2 年総務省令第 110 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金 をいいます。

第2条(本サービス)

本サービスは、弊社が携帯電話事業者による卸電気通信役務を利用して提供するインターネットに接続する電気通信サービスです。回線交換サービスの提供を受けるプランを選択された契約者には、本サービスとして、回線交換サービスをあわせて提供します。

第3条(本規約)

- 1.契約者は、本規約並びにその他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
- 2.弊社は本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。
 - 3.料金表に定める国際アウトローミング利用料、国際電話サービス料金等の金額や、別表に定める国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者、国際電話サービス取扱地域等について、携帯電話事業者の定める内容と本規約の内容に差異がある場合、携帯電話事業者の定める内容が適用されるものとします。

第4条(本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始)

- 1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用希望者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに 従い本サービスへの申込をなし、弊社が当該希望者を本サービスの契約者として登録した時点をもって成 立するものとします。
- 2. 弊社は、契約者が申込み、弊社が承諾した場合、付加機能サービスを提供します。
- 3. 本サービスおよび付加機能サービスの利用料金の課金開始基準日となる本サービスおよび付加機能サービスの開始日は、弊社が指定するものとします。
- 4. 本サービスの申込または購入後のキャンセル、返品、返金はしないものとします。

第5条(本サービスの利用申込の承諾)

- 1. 18 歳以上の未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人である本サービスの利用希望者は、親権者、成年後見人、保佐人または補助人、その他の法定代理人から事前に同意を得た上で、本サービスの利用を申込むものとします。
- 2. 第4条 (本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始)に定める申込について、本サービスの利用希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申込を承諾しない場合があります。
 - (1)利用申込に当たり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。
 - (2)利用申込にあたり、本サービスの利用希望者が指定したクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。
 - (3)過去に、本サービスまたは弊社のその他のサービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。
- (4)過去に、本サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。

- (5)利用申込者が18歳未満の未成年である場合、または18歳以上の未成年で法定代理人の同意を得ていない場合。
- (6)利用申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後 見人保佐人または補助人の同意を得ていない場合。
- (7)不適切または不正な申込み等、本サービスまたは他者提供サービスを利用する意思のない申込みであると弊社が判断した場合。
- (8)その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たすと、弊社が判断した場合。

第二章 本サービス

第6条(本サービスの利用)

- 1. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本サービスを通じて発信する情報、および本サービス の利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損 害を与えないものとします。
- 2. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者と他の契約者または第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第6条の2(申込み内容の変更)

- 1. 弊社は、契約者から請求があり、弊社が承諾したときは、弊社が提供するプランの変更を含む、本サービスの申込み内容の変更を行います。ただし、契約者がプラン変更に対応しているプランを契約している場合に限ります。
- 2. 弊社は、前項の請求があったときは、第6条(本サービスの利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
 - 3. プランを変更した場合、変更前後のプランの組み合わせによっては繰り越したデータ容量やチャージした容量等の一部又は全部が消失する場合がある事を、契約者はあらかじめ了承するものとします。

第7条 (通信区域)

- 1. 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
- 2. 前項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第8条 (通信利用の制限)

1. 弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の 提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と弊社との間で締結される契約の 規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあ ります。

- 2. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部 の映像または画像への契約者からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものと します。
- 3. 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
 - (1)通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2)その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
- (3)その通信が、電子メールに係るものであって、弊社が別に定める方法により送信されるものであるとき。
 - (4)前 3 項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
 - (5)弊社は、本サービスにおける通信について、本サービスの円滑な提供のために、画像の圧縮などの通信の最適化を行うことがあります。

第9条(通信時間等の制限)

- 1. 前条の規定による場合のほか、弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置 (弊社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます) をとることがあります。
- 3. 弊社は、一定期間における通信時間が弊社の定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量が弊社の定める容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
- 4. 弊社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
- 5. 前4項の場合、契約者は弊社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- 6. 弊社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第10条 (通信時間の測定)

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

(1)通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、

発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器(相互通信の場合には協定事業者の機器を含みます)により測定します。

(2)前号の定めに拘らず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき (第8条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限され場合は、その制限を通知したときとします)は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第11条 (通信速度等)

- 1.弊社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する本 SIM カード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。
- 2.弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
- 3.契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損 または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第12条 (回線交換サービス)

- 1.弊社は、回線交換サービスの提供を受けるプランを選択された契約者に対し、回線交換サービスを提供します。
- 2.回線交換サービスには、次の種類があります。

種類	内容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね 3 kHz の帯域
	の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
64kb/s デジタル通信モード	回線交換方式により 64kb/s 以下で符号、音声その
	他の音響または影像の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字または記号等
	の伝送(弊社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場
	合を含みます。)を行うためのもの

第12条の2(アイサポモバイルでんわ)

- 1.弊社は、回線交換サービスの提供を受けるプランのうち、別途弊社が指定するプランの契約者に対し、アイサポモバイルでんわサービスを提供します。
- 2.アイサポモバイルでんわサービスには、次の種類があります。

種類	内容
アイサポモバイルでんわ	契約者回線に係る電話番号から通信の相手先に係る
	直加入電話設備等(弊社が別に定めるものに限ります)
	の電話番号に弊社が付与した番号 (0063 とします)
	を前置きして行う通信を、弊社の指定する装置にい
	ったん着信させた後に接続する機能であって、弊社
	が別途定める料金額を契約者に課金するサービス

音声定額サービス	契約者が別途付加サービスの申込をした場合に、ア
	イサポモバイルでんわの利用時間のうち、弊社が別
	途定める 1 の通信につき別途弊社が定める接続時間
	分について定額で利用できるサービス

- 3.アイサポモバイルでんわサービスには、料金表に定める料金品目があります。
- 4.アイサポモバイルでんわサービスの提供区間は、相互接続点と弊社が別途指定する電気通信設備との間、 又は弊社が別途指定する電気通信設備と弊社が別途定める者により設置される電気通信設備との接続点 との間とします。
- 5.アイサポモバイルでんわサービスは、ひとつの対応プランにつき、ひとつの契約を締結します。なお、 アイサポモバイルでんわについては、対応プランに自動的に付帯するものとします。

第13条 (契約者識別番号の付与)

- 1.弊社は、本サービスの提供を受ける契約者に対し、契約者識別番号を定め、1つの契約回線に対して1つ付与します。
- 2.本サービスの提供を受ける契約者は、本サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。

第14条 (回線交換サービスの携帯電話・PHS 番号ポータビリティ)

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ (電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします)の適用を希望する場合は、弊社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第15条 (回線交換サービスの禁止行為)

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、回線交換サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。本条は、第48条(禁止事項)において禁止する行為に加えて、回線交換サービスの提供を受ける契約者の禁止行為を定めるものとします。

- (1)故意に多数の不完了呼(通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます)を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為。
- (2)第三者または弊社に迷惑・不利益を及ぼす行為、故意に通話を保留したまま放置するなど回線交換サービスに支障をきたすおそれのある行為、回線交換サービスの運営を妨げる行為。
- (3)回線交換サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為。
- (4)回線交換サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音 音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為。
- (5) アイサポモバイルでんわ音声定額サービスにおいては、次の行為についても禁止します
 - ①通信の媒介、転送機能の利用、または弊社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで 通信による直接収入を得る目的で利用する行為
 - ② ソフトウェアやコンピュータプログラミングなどを用いて自動的に発信する行為

③ 通話以外の用途において利用する行為

- 第16条(回線交換サービスにおける国際アウトローミングの利用等)
 - 1.回線交換サービスの提供を受ける契約者は、弊社に申込み、弊社の承諾を得たときは、回線交換サービス において、国際アウトローミングを利用することができます。
 - 2.契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したとき (契約者以外の者が契約者回線を利用したときを含みます) は、料金表第2表に定める国際アウトローミング利用料の支払を要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者または弊社の機器により測定します。
 - 3.外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
 - 4. 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により本サービスを利用できないとき、または電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができません。
 - 5.前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
 - 6.弊社は、契約者が弊社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の一の料金月における累計額(弊社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に弊社に支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます)について、限度額(以下この条において「利用停止目安額」といいます)を設定します。
 - 7.弊社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。
 - 8.弊社は、前 2 項の規定によるほか、特定の 24 時間における国際アウトローミングの利用に係る額が利用 停止目安額を超えたときを弊社が確認したときは、契約者から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。
 - 9.契約者は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払を要します。
 - 10.弊社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害額については、第 40 条(本サービスの利用不能による損害)の規定に該当する場合に限り、その規定(損害賠償額の 算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます)により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。
 - 11.国際アウトローミングの営業区域その他の提供条件については、別表 7、別表 8、料金表第2表 (国際アウトローミング利用料)に定めるところによります。
- 第17条 (国際電気通信事業者等への回線交換サービスの契約者情報の通知)
- 弊社は、国際電気通信事業者等から請求があったときは、回線交換サービスの提供を受ける契約者の氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等を当該事業者に通知することがあります。

第三章 端末機器および SIM カード

- 第18条 (端末機器利用にかかる契約者の義務)
 - 1. 契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準(以下「技術基準」といい

ます) に適合するよう維持するものとします。

- 2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去しないこと

第19条 (本 SIM カード)

- 1.本サービスの利用には、本 SIM カードが必要となります。本 SIM カードは弊社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
- 2.契約者は、本 SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3.契約者は、本 SIM カードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしたりしてはならないものとします。
- 4.契約者による本 SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本 SIM カードの 使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。
- 5.契約者は、本 SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 6.本 SIM カードを契約者が受領した時点で故障していた場合(初期不良である場合)に限り、弊社の負担において本 SIM カードの修理若しくは交換 (種別の異なる SIM カードの交換はできないもの とします。以下同じとします)をする義務を負います。
- 7.契約者は、本 SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去してはならないものとします。
- 8.契約者は、本 SIM カードに、弊社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。初期不良以外の事由により本 SIM カードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、別紙料金表第1表第7(SIMカード損害金)に規定する損害金を弊社に支払うものとします。
- 9.契約者は、本 SIM カードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて弊社に対して支払うものとします。
 - 10.契約者が、本 SIM カード以外の SIM カードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社および携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本 SIM カード以外の SIM カードを使用したことに起因して、弊社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。
 - 11.契約者は、本サービスに関する契約終了後、弊社が定める期日までに本 SIM カードを弊社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合および破損した場合、別紙料金表第 1 表第 7(SIM カード損害金) に規定する損害金を弊社に支払うものとします。

第20条(切替)

- 1.契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本 SIM カードの切替 (種別の異なる SIM カードへの切替とします。以下同じとします) の申込を行うことができるものとします。
- 2.本 SIM カードの切替に際して、契約者が切替後の本 SIM カードを受領しない場合、別途弊社の指定する期日をもって本サービスは解約されるものとします。
- 3.契約者は、切替後の本 SIM カードの受領日後、弊社が定める期日までに切替前の本 SIM カードを別途弊社が 指定する住所宛に自らの費用負担により返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した 場合、切替のための費用のほか、別紙料金表第 1 表第 7 (SIM カード損害金) に規定する損害金を弊社に支払 うものとします。

第21条 (契約者識別番号の登録等)

弊社は、次の場合には、契約者の本 SIM カードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更または消去 (以下「契約者識別番号の登録等」といいます)を行います。

- (1)本 SIM カードを貸与するとき。
- (2)その他本 SIM カードの貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。
- (3) その他本規約の規定により契約者識別番号を変更する場合。

第22条 (ID 等の管理)

- 1.契約者は、ID 及びパスワード等、本 SIM カードを利用するために必要な情報(以下「ID 等」といいます)の管理責任を負うものとします。
- 2.契約者は、ID 等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。
- 3.契約者による ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、 弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による ID 等の使用により発生した本サービスの料金 等については、かかる第三者による ID 等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て 当該 ID 等の管理責任を負う契約者の負担とします
- 4.契約者は、ID 等の失念があった場合、または ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 5.契約者は、契約者の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたは そのおそれのある場合、弊社自らの裁量により契約者の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾す るものとします。

第23条(自営端末機器)

- 1.契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備 および維持するものとします。
- 2.契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での 本サービスの利用をできないものとします。
- 3.弊社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第四章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第24条 (提供の中断)

- 1.弊社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
- (1)弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第9条(通信利用の制限) または第10条(通信時間等の制限) により通信利用を制限するとき。
- (3)携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。
- 2.弊社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第25条(契約者からの請求による利用の一時中断)

- 1.弊社は、契約者から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします)を行います。
- 2.前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
- 3.本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから 一定時間経 過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、契約者による利用で あるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
- 4.本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料)は発生します。

第 26 条 (利用停止)

- 1.弊社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
- (1)契約者について、第5条(本サービスの利用申込の承諾)第2項各号に該当した場合。
- (2)本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
- (3)本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実に反することが判明したとき。
- (4)契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実に反することが判明したとき。
- (5)第52条(契約者確認)に定める契約者確認に応じないとき。
- (6)第48条(禁止事項)に定める禁止行為を行ったとき。
- (7)第 23 条(自営端末機器) の規定に違反し、本 SIM カードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
- (8)弊社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- (9)本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。

- (10)本サービスが違法な態様で使用されたとき。
- (11)支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
- (12)契約者が死亡したとき。
- (13)通話料金を含む月間利用額が平均的な契約者の利用実績または契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認されたとき。
- (14)前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。
- 2.本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金 (月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料)は発生します。
- 3.弊社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部 のご返金はいたしません。

第27条 (弊社による利用契約の解除)

- 1.弊社は、前条第1項の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 2.弊社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が弊社の業務の遂行上著しい 支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあり ます。

第28条 (期限の利益)

前2条の規定に基づき、本サービスの提供が停止または本サービスの利用契約が解除された場合、該当する契約者は、期限の利益を失い、かかる本サービスの提供の停止または本サービスの利用契約の解除の日までに発生した本サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。

第29条(解約)

- 1.契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約(携帯電話・PHS 番号ポータビリティによる電話番号の転出を含むものとし、以下同じとします)することができるものとします。
- 2.前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、当該解約手続きが完了した月の末日とします。
- 3.前項の定めにかかわらず、携帯電話・PHS 番号ポータビリティによる電話番号の転出の場合は、本サービス の提供終了時点は、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した日となります。この場合においても、 料金の日割り計算対応は行いません。
- 4.本 SIM カードの修理若しくは交換に際して、修理若しくは交換対応後の本 SIM カードを受領いただけない場合は、別途弊社の指定する期日をもって本サービスは解約されるものとします。

第五章 料金

第30条(料金)

1.弊社が提供する本サービスの料金は、基本使用料、通信料、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能サービス料等、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものと

- し、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
- 2.国際アウトローミングの利用に係る料金(以下「国際アウトローミング利用料」といいます)は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者は国際アウトローミング利用料について支払う義務を負うものとします。
- 3.弊社が貸与した本 SIM カードを紛失、破損した場合およびその他の理由により本 SIM カードを弊社に返却しない場合の SIM カード損害金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者は SIM カード損害金について支払う義務を負うものとします。

第31条 (基本使用料等の支払義務)

- 1.本サービスの契約者は、その契約に基づいて弊社が契約者回線の提供を開始した翌日から契約の解除があった 日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表第1表第1(基本使用料)、第2(付加機能サービス料)、 第6(ユニバーサルサービス料)および第7(電話リレーサービス料)に規定する料金の支払いを要します。
- 2.前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料 および電話リレーサービス料(以下「基本使用料等」といいます)の支払いは次のとおりとします。
- (1)利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払を要します。

(2)契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払を要します。

事由	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなか
全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備	った時間(24 時間の倍数である部分に限ります)につ
による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用で	いて、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応
きない状態と同程度の状態となる場合を含みます) が	する本サービスについての料金
生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から	
起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第32条 (通信料の算定)

1.本サービスの契約者は、次の通信について、第10条(通信時間等の測定)の規定により測定した通信時間、情報量または通信回線と料金表第1表第3(通信料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

区別	
1 回線交換サービス	契約者回線から行った通信 (その契約者回線の契約者
	以外の者が行った通信を含みます。以下同じとしま
	す)
2 ワイヤレスデータ通信	ア 契約者回線から行った通信
	イ 契約者回線へ着信した通信

2.契約者は、通信に関する料金について、弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金額の支払いを要します。

第33条 (定期契約型プラン)

- 1.弊社は、別途定める料金プラン(以下「定期契約型プラン」といいます)について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から起算して、定期契約型プラン毎に弊社が定める期間とし、その種別は次の通りとします。
- (1)契約者が契約期間満了月の翌月(以下「契約更新月」といいます)に解約しない場合、当該契約更新月を含み、同じ長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新される定期契約型プラン (以下「定期契約自動更新型プラン」といいます)
- 2.契約者が、定期契約自動更新型プランについて、契約更新月以外の暦月に解約する場合、違約金は発生しないものとします。
- 3.第 20 条(切替) に定める本 SIM カードの切替手続きの実施後における、定期契約型プランの契約期間は、当該切替前の定期契約型プランの契約期間を引き継ぐものとします。
- 4.第 24 条(提供の中断)に基づく本サービスの提供の中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません(本サービスの提供の中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 5.第 25 条(契約者からの請求による利用の一時中断) に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません(本サービスの利用の一時中断の間、 契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 6.第 26 条(利用停止) に基づく本サービスの提供の停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません(本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第34条 (手続に関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る契約の申込または手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 5(手続きに関する料金)に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第35条(料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第36条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

第 37 条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、 支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息とし て支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限 りではありません。

第38条(料金等の変更)

弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、本サービスの料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、本サービスの料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本サービスの料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約者が本サービスの利用の終了を申し入れない場合、契約者によってかかる変更は承認されたものとみなします。

第六章 損害賠償

第39条(本サービスの利用不能による損害)

- 1.弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2.前項の場合において、弊社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
 (1)月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料
- (2)通信料(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、弊社が別に定める方法により算出した額)により算出します)3、弊社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。(注)本条第2項第2号に規定する弊社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

第 40 条 (免責)

- 1.電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
- 2.弊社は、本規約等の変更により自営端末機器の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第41条 (損害賠償額の上限)

弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領

した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第七章 保守

第42条 (弊社の維持責任)

弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第43条 (契約者の維持責任)

- 1.契約者は、自営端末機器を、弊社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。
- 2.前項の規定によるほか、契約者は、自営端末機器(移動無線装置に限ります)を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第44条 (契約者の切分責任)

契約者は、自営端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他弊社の電 気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末機器に故障のないことを確認のうえ、弊社に修理の請求をしていただきます。

第45条(修理または復旧)

弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または 復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。

第46条 (保証の限界)

- 1.弊社は、通信の利用に関し、弊社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
- 2.弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラク チャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

第 47 条 (サポート)

1.弊社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する弊社が定める内容の技術サポートを提供します。 2.弊社 は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれ を問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第八章 雜則

第 48 条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (2)財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3)差別もしくは謙誘中傷し、または名誉・信用を製損する行為。

- (4)詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
- (5)猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する 行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告 を表示もしくは送信する行為。
- (6)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、 またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
- (7)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。
- (8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (9)事実に反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。
- (10)公職選挙法に違反する行為。
- (11)本サービスを通じてまたは本サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為
- (12)本サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (13)無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の契約者もしく は第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞のあるメール (嫌がらせメール)を送信する行為。
- (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (15)他の契約者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (16)違法行為 (違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません)を行わせ、請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含みます)する行為。
- (17)人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の会員もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の 手段等を紹介するなどの行為。
- (18)Web サイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他者の ID 等の情報を、当該情報の属する者の 錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為。
- (19)法令もしくは公序良俗 (売春、暴力、残虐等)に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (20)前各号に定める行為を助長する行為。
- (21)前各号に該当する虞があると弊社が判断する行為。
- (22)その他、弊社が不適切と判断する行為。

第49条(発信者番号通知等)

- 1.契約者回線からの通信(弊社が別に定める相互接続通信を除きます)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。
- 2.前項の規定にかかわらず、発信者は弊社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。ただし、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合には、契約者識別番号が通知されます。

- 3.契約者回線への通信(弊社が別に定めるものに限ります)であって、発信者番号(発信に係る契約者回線等または他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。
- 4.弊社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の損害賠償に関する規定に該当する場合に限り、当該規定により責任を負います。

第50条(位置情報の送出)

- 1.携帯電話事業者がワイヤレスデータ通信に係る弊社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその弊社に係る電気通信設備から携帯電話事業者が別に定める方法により位置情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします)の要求があったときは、契約者があらかじめ弊社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
- 2.前項の規定によるほか、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報(弊社の要求に基づき 移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします)を、携 帯電話事業者がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。た だし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。
- 3.弊社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第51条(情報の収集)

弊社は、本サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第52条(契約者確認)

弊社は、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします)を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、弊社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第53条(契約者情報の取り扱い)

- 1.本サービスの利用希望者は、第4条(本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始)の諸手続きにおいて、弊社からの契約者情報(氏名、住所、生年月日および契約者識別番号等の、契約者を認識もしくは特定できる情報をいいます。以下、本条において同様とします)の提供の要請に応じて、正確な情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
- 2.契約者が既に弊社に届出ている契約者情報に変更が生じた場合、契約者は、弊社が別途指示する方法により、 速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
- 3.弊社は、契約者情報および履歴情報(弊社に記録される契約者による本サービスの利用履歴をいいます。以下、本条において同様とします)を、個人情報保護管理者である管理本部長の責任のもとで善良なる管理者と

しての注意を払って管理いたします。

- 4.契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
- 5.契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。
- (1)弊社が契約者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
- (2)弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子 メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合、もしくは契約者がアクセスした 弊社のホームページ上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。
- (3)弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
- (4)法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
- (5)第30条(料金)に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該契約情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にしたうえで当該決済に必要な契約情報のみを金融機関等に提供します。
- (6)契約者から事前に同意を得た場合。
- 6.前項第1号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供 や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の 請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対 する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
- 7.契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、契約者が、弊社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。

第54条(他の電気通信事業者への情報の通知)

- 1.契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または前条に定める契約者確認に応じない場合には、弊社が、弊社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、弊社が別に定めるものに限ります)を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 2.前項の規定によるほか、契約者は、弊社が、携帯電話・PHS 番号ポータビリティにかかる携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等の情報(携帯電話・PHS 番号ポータビリティにかかる手続きのために必要なものに限ります)を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

第55条(相互接続番号案内)

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、弊社が別に定める協定事業者(以下「番号案内事業者」といいます) が提供する電話番号等の案内(以下「相互接続番号案内」といいます)を利用することができます。 (注)本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社とします。

第56条(番号案内料等の支払義務等)

- 1.相互接続番号案内を利用した契約者回線(その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます)の契約者は、料金表第3表(番号案内料等)に規定する番号案内料および相互接続番号案内への接続に係る通信料(以下「番号案内接続通信料」といいます)の支払いを要します。
- 2.番号案内料および番号案内接続通信料に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。 この場合において、番号案内料および番号案内接続通信料については、通信料とみなして取り扱います。

第57条 (時報サービス)

- 1.回線交換サービスの提供を受ける契約者は、電話番号 117 による時報サービスを利用することができます。
- 2.前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。
- 3.時報サービスは、一の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 12 分までの間において、その通信を打ち切ります。
- 4.契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を弊社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。
- (注) 本条に規定する協定事業者は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社とします。

第58条 (本サービスの廃止)

- 1. 弊社は、本サービスの全部または一部を変更、追加および廃止することがあります。
- 2.弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第59条 (本サービスの技術仕様等の変更等)

弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本 SIM カードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。

第60条 (讓渡禁止)

契約者は、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第61条 (分離性)

本規約の一部分が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本約款の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第62条(協議)

弊社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第63条 (専属的合意管轄)

契約者と弊社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第64条 (準拠法)

本約款の成立、効力、履行および解釈については、日本国法に準拠するものとします。

国際電話サービスご利用規約

第一章 総則

第1条 (規約の適用)

弊社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定によるほか、この国際電話サービスご利用規約(以下「本規約」といいます)により国際電話サービス(弊社が本規約以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

第2条 (規約の変更)

弊社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

第3条(定羲)

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1)「国際電話サービス」とは、本邦と外国 (インマルサットシステム移動地球局 (海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします)及び弊社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます)を含みます)との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービスをいいます。
- (2)「SIM サービス」とは、弊社がアイサポモバイル サービスご利用規約により提供する SIM サービスのうち、国際電話サービスを利用できるコース・プランをいいます。
- (3)「消費税相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第4条(国際電話サービスの提供)

国際電話サービスは、SIM サービスの契約者回線からの利用に限り提供します。

第5条 (通話以外の通信の取扱い)

国際電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

第6条(外国における取扱制限)

国際電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第二章 契約

第7条 (契約の単位)

弊社は、SIM サービスの契約者識別番号 1 番号ごとに一の国際電話契約を締結します。この場合、契約者は、一の国際電話契約につき 1 人に限ります。

第8条 (国際電話契約の締結)

- 1.国際電話サービスの利用契約は、SIM サービスに係る契約の契約者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い国際電話サービスへの申込をなし、弊社が当該希望者を国際電話サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、その SIM サービスにて国際ローミング機能(当該規約に規定する国際ローミング機能をいいます。以下同じとします)の提供を受けることとなったときは、その SIM サービスの契約者は、弊社と 国際電話契約を締結したこととなります。ただし、本邦からの発信に係るサービスについては、別途弊社への利用申込が必要になります。

第9条(契約者が行う国際電話契約の解除)

契約者は、国際電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ弊社に対し、弊社が定める方法により通知していただきます。ただし、その SIM サービスにて当該規約の規定に基づき国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際電話契約のみの解除はできません。

第10条 (弊社が行う国際電話契約の解除)

- 1.弊社は、第12条(利用停止)第1項の規定により国際電話サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際電話契約を解除することがあります。
- 2.弊社は、契約者が第 12 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が弊社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際電話サービスの利用停止をしないでその国際電話契約を解除することがあります。
- 3.弊社は前2項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際電話契約を解除することがあります。
 - (1) その国際電話サービスに係る SIM サービスについて、契約の解除があったとき(弊社が別に定める場合を除きます)。
- (2)第8条(国際電話契約の締結)第2項の規定により国際電話契約を締結している場合において、国際ローミング機能の廃止があったとき。

第三章 提供の中断等

第11条 (提供の中断)

弊社は、次の場合には、国際電話サービスの提供を中断することがあります。

- (1)電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2)第17条(通話利用の制限)の規定により、通話利用を中止するとき。
- (3)携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。

第12条 (利用停止)

弊社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、その国際電話サービスの提供 を停止することがあります。

- (1) 国際電話サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (弊社が定める方法による支払いのないとき、及び支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認 できないときを含みます)。
- (2)国際電話サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実に反することが判明したとき。
- (3)契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実に反することが判明したとき。
- (4)弊社の業務または国際電話サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- (5)国際電話サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
- (6)国際電話サービスが違法な態様で使用されたとき。
- (7)前各号のほか、本規約またはアイサポモバイルサービスご利用規約の定めに違反する行為が行われたとき。

第13条 (利用限度額の設定)

- 1.弊社は、契約者が弊社に支払うべき国際電話サービスの通話料(通話料に合算して請求する料金を含み、国際ローミング機能に係る通話の料金を除きます。以下この条において同じとします)の一の料金月(一の暦月の起算日(弊社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします)における累計額について、限度額(以下「利用限度額」といいます)を設定することがあります。
- 2.利用限度額は、2万円から50万円の範囲内で弊社が定める額とします。
- 3.契約者は、第1項に規定する通話料の一の料金月における累計額が利用限度額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金月の末日までの間(当該料金月の末日までの間に料金の支払いによってその累計額が利用限度額を下回るときは、その料金が支払われるまでの間)、国際電話サービスを利用することはできません。
- 4.契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、前項の利用限度額を超えた部分に係る料金その他の債務については、支払いを要します。
- 5.弊社は、契約者からの申出があった場合であって、弊社が定める基準に適合するときは、第1項及び第2項 の利用限度額の解除又は利用限度額の変更を行うことがあります。
- 6.弊社は、国際電話サービスの料金その他の債務の支払状況に応じて、第1項及び第2項の利用限度額の設定 又は設定された利用限度額のより低額の限度額への変更を行うことがあります。

第四章 通話

第14条 (通話の取扱い)

- 1.国際電話サービスに係る通話は、本邦発信のダイヤル通話(通話の相手までの接続が交換取扱者を介さずに自動的に行われる通話をいいます)に限り行うことができます。
- 2.第8条(国際電話契約の締結)第2項の規定により国際電話契約を締結しているときは、国際ローミング機能に係る通話に限り行うことができます。ただし、契約者から国際ローミング機能に係る通話以外の通話の利用に関する申出があったときは、この限りでありません。

第15条(取扱地域等)

- 1.通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。ただし、弊社の業務運営上その他のやむを得ない理由により 一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。
- 2.国際電話サービスに係る通話は、SIM サービスに係る移動無線装置が、当該規約に規定する営業区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行うことができない場合があります。

第16条 (SIM サービスが利用できない場合の取扱い)

国際電話サービスに係る SIM サービスが当該規約に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

第17条 (通話利用の制限)

弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生等により、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関からの通話(弊社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります)以外の通話の利用を中止する措置をとることがあります。

第18条 (通話の切断)

弊社は、通話中に SIM サービスに係る電波状況が著しく悪化したとき又は専用回線等接続サービスにおける専用回線等に係る接続点との間において一定時間データが伝送されていないとき若しくは一定時間以上通話が継続したときは、その通話を切断することがあります。

第19条 (通話時間の測定等)

通話時間は、通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻(前条の規定により弊社が通話を切断したときは、その時刻とします)までの経過時間とし、弊社の機器(協定事業者の機器を含みます、以下、同じとします)により測定します。

(注)取扱地域によって、通話できる状態となる前の時刻から起算して通話時間の測定を行う場合があります。

第五章 料金等

第20条(料金)

弊社が提供する国際電話サービスに関する料金は、料金表第1表(料金)に規定する通話料とします。

第21条(通話料の支払義務)

- 1.契約者は、国際電話サービスに係る通話(契約者以外の者が行った通話を含みます。以下この条において同じとします)について、第19条(通話時間の測定等)の規定により測定した通話時間と料金表第1表第1(通話料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 2.契約者は、国際電話サービスに係る通話に関する料金について、弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(1)過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2)(1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて弊社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

第22条 (料金の計算方法等)

料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第23条 (割増金)

契約は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、弊社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 24 条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(第 25 条(債権の譲渡等)の規定により、弊社が請求事業者(第 25 条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として弊社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第25条(債権の譲渡等)

- 1.契約者は、弊社が国際電話サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、弊社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、弊社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2.契約者は、弊社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、弊社が別に定めるものに限ります)並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第12条(利用停止)の規定に基づきその国際電話サービスの提供を停止しているときはその内容等の情報(請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、弊社が別に定めるものに限ります)を弊社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 3.契約者は、弊社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものであって、弊社が定めるものに限ります。)を請求事業者が弊社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第六章 損害賠償

第26条 (責任の制限)

1.弊社は、国際電話サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかっ

たときは、その国際電話サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2.前項の場合において、弊社は、国際電話サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金額(料金表第 1 表第 1(通話料)に規定する料金(国際電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通話料(前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、弊社が別に定める方法により算出した額)により算出した額とします))を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3.弊社の故意又は重大な過失により国際電話サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。
 - (注)本条第2項に規定する弊社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 弊社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額(以下「税抜額」といいます)で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額(以下「税込額」といいます)を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。
- (注)この料金表に規定する税込額は消費税法第63条の2に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は 実際に支払いを要する額と異なる場合があります。
- 2 弊社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。(注)料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、弊社が定める方法により計算するものとします。
- 3 弊社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。
- 4 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。 (端数処理)
- 5 弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金について、弊社が指定する方法により支払っていただきます。
- 7 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

8 第 31 条(料金)から第 35 条(手続に関する料金の支払義務)までの規定等により、この料金表に定める料金の 支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、税込額のみで 定める場合の料金、第 1 表第 3(通信料)に規定する国際ショートメッセージ通信料、第 2 表(国際アウトロー ミング利用料)に規定する国際アウトローミング利用料、および第 4 表(国際電話サービス料金)に規定する国 際通話料については、この限りでありません。

第1表料金

第1基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) 料金プラン

ア 料金プランには、次の種別があります。

- (ア) ワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの提供を受けるもの
- (a) アイサポモバイル (D) 音声付デ タプラン

プラン名称	概要
1GB 音声通話+デ-タ	通信速度はウェブサイトまたは重要事
3GB 音声通話+デ-タ	項説明に記載。
5GB 音声通話+デ-タ	月間使用総量制限があります。
10GB 音声通話+デ-タ	定期契約型プランとします。
20GB 音声通話+デ-タ	

(b) アイサポモバイル (D) SMS 付デ – タプラン

プラン名称	概要
1GB SMS+デ-タ	通信速度はウェブサイトまたは重要事
3GB SMS+デ-タ	項説明に記載。
5GB SMS+デ-タ	月間使用総量制限があります。
10GB SMS+デ-タ	定期契約型プランとします。
20GB SMS+デ-タ	

(c) アイサポモバイル(S) 音声付デ – タプラン

プラン名称	概要
1GB 音声通話+データ	通信速度はウェブサイトまたは重要事
3GB 音声通話+データ	項説明に記載。
5GB 音声通話+デ-タ	月間使用総量制限があります。
10GB 音声通話+デ-タ	定期契約型プランとします。
20GB 音声通話+デ-タ	

(イ)ワイヤレスデータ通信のみの提供を受けるもの

(a) アイサポモバイル (D) データプラン

プラン名称	概要
1GB データ	通信速度はウェブサイトまたは重要事
3GB デ−タ	項説明に記載。
5GB データ	月間使用総量制限があります。
10GB デ-タ	
20GB データ	

(b) アイサポモバイル(S) デ-タプラン

プラン名称	概要
1GB データ	通信速度はウェブサイトまたは重要事
3GB デ−タ	項説明に記載。
5GB データ	月間使用総量制限があります。
10GB デ-タ	
20GB デ-タ	

イ 契約者は、いずれかの料金プランを選択していただきます。なお、購入する店舗や 申込方法によって選択できるプランが限られます。

ウ 契約開始月の基本使用料は、契約日当日を除き日割りとします。

(2)損害賠償額等 の算定に係る 適用

ワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの提供を受けるプランにおいて、次に区分する 種類の通信のみが利用できなかった場合において、第 31 条(基本使用料等の支払義務)第 2 項第 2 号の表に規定する支払いを要しない料金および第 39 条(本サービスの利用不能による 損害)第 2 項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次に規定する額とみなします。

(a) アイサポモバイルに関するもの

(ア)音声通話+データプランに関するもの

区分	基本使用料の額(月額)
	次の税抜額
ワイヤレスデータ通信	各プランの月額料金より 1,267 円を控除した額
回線交換サービス	850円
ショートメッセージ通信モード	10円

2 料金額

(a) アイサポモバイル 各プラン

プラン		基本使用料(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込
		額)
ワイヤレスデータ通信および	3GB 音声通話+デ-タ	891円 (980円)
回線交換サービスの提供	5GB 音声通話+デ-タ	1,164 円(1,280 円)
	10GB 音声通話+デ-タ	1,527円(1,680円)
	20GB 音声通話+デ-タ	1,800円 (1,980円)
	1GB SMS+データ	482円 (530円)
	3GB SMS+データ	609円 (670円)
	5GB SMS+デ-タ	845円 (930円)

	10GB SMS+データ	1,300円 (1,430円)
	20GB SMS+デ-タ	1,573 円(1,730 円)
ワイヤレスデータ通信のみの	1GB デ-タ	345円 (380円)
提供	3GB デ−タ	473円 (520円)
	5GB デ−タ	709円 (780円)
	10GB データ	1,164円 (1,280円)
	20GB デ-タ	1,436円 (1,580円)

第2付加機能サービス料

1 適用

付加機能サービス料の適用	
(1)通話中着信機能(キャッチホン)および割	ワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの提供を受け
込通話にかかる付加機能サービス料の適用	るプランの契約者にご利用いただけます。
	(S)プランはサービス名が「割込通話」となります。
(2) 留守番電話および不在案内機能、留守番	ワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの提供を受け
電話(無料)ならびに留守番電話プラスに	るプランの契約者にご利用いただけます。
かかる付加機能サービス料の適用	(S)プランは「留守番電話(無料)」「留守番電話プラス」を
	(D)プランは「留守番電話および不在案内機能」をご利用い
	ただけます。
(3)迷惑電話ストップサービスおよびナンバ	ワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの提供を受け
- ブロックにかかる付加機能サービス料の適	るプランの契約者にご利用いただけます。
用	(S)プランは「ナンバ-ブロック」を(D)プランは「迷惑電話
	ストップサービス」をご利用いただけます。
(4)チャ-ジサ-ビスにかかる付加機能	各プランの契約者は、チャージサービスをご利用いただけま
サービス料の適用	す。

2 料金額

区分	単位	料金額(月額)	
		次の税抜額(かっこ内は税込額)	
通話中着信機能(キャッチホン)	1契約ごと	200円 (220円)	
割込通話			
留守番電話および不在案内機能	1契約ごと	300円 (330円)	
留守番電話プラス			
留守番電話(無料)	1 契約ごと	0円	
迷惑電話ストップサービス	1契約ごと	0円	
ナンバーブロック	1契約ごと	100円 (110円)	
チャ-ジ(1GB)	1回あたり	500円 (550円)	

アイサポモバイルでんわ	1 契約ごと	0円
10 分かけ放題	1 契約ごと	850 円(非課税)

第3通信料

1 適用

\ \\	/= 11/1	の滴	
ηШ/	コーオい	.(/)기計	ш

(1)通信の条件

- ア 契約者は、本サービスの契約者回線から通信を行うときは、弊社が別に定める方法により通信の種類をあらかじめ選択していただきます。
- イ ワイヤレスデータ通信プランのみの契約者は、ワイヤレスデータ通信をご利用いただけます。ただし、通信の相手方の状況により、利用できない場合があります。
- ウ ワイヤレスデータ通信およびショートメッセージ通信モードをご利用いただけます。 ただし、通信の相手方の状況により、利用できない場合があります。
- エ 通話モード、64kb/s デジタル通信モード、ワイヤレスデータ通信、ショートメッセージ通信モードをご利用いただけます。ただし、通信の相手方の状況により、利用できない場合があります。
- オ 基準データ通信量に達した場合、速度を制限させていただきます。
- カ ショートメッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手方にて接続できない場合において、弊社の電気通信設備に蓄積した文字 メッセージは、弊社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- キ カの規定によるほか、第25条 (提供の中断) の規定により提供の中断があったとき は、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。
- ク 契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数 は、弊社が定める数以内とします。
- ケ 契約者は、弊社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに 係る文字メッセージの蓄積を行わないようにすることができます。
- コ 契約者は、弊社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができます。この場合において、弊社は、弊社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通信の品質を保証しません。
- サ コに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は 外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
- ショートメッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は別に定めるところによります。
- ス データ通信量は、以下の優先順位に基づいて消費されるものとします。
 - 1)パケット繰り越しで繰り越された通信容量
 - 2)各プランに設定された通信可能容量

3)チャージにより購入された通信容量 (注) サに規定する弊社が別に定めるところ は、弊社のインターネットホームページに定めるところによります。 (2) 同一地区内 ア 固定電気通信事業者(別表 5 に定めるものをいいます。以下この欄において同じとしま および同一地区 す)が提供する電気通信サービスの契約者回線等との間の通信 (通話モードおよび 64kb/s 外通信等の適用 デジタル通信モードによる通信に限ります)における同一地区内通信および同一地区外通 信は、次のとおり区分して料金を適用します。 区分 適用する通信 (ア) 同一地区内通信 本サービスの契約者回線等に接続されている移動無線装置 の在圏する地域とその相互接続通信に伴って行われる他社 相互接続通信の他社契約者回線等に係る通信地域間距離測 定のための起算点(以下「他社側起算点」といいます)が、 同一の営業区域に係る地区内となる通信 (イ)同一地区外通信 (ア)以外の通信 イ アに規定する通信の区分は、通信を開始した時点の区分を適用し、その通信が終了す るまで変更しません。 ウ アに規定する通信の区分の適用は、電波の伝播状態又は他社側起算点の位置により隣 接する他の地域との間のものとして取り扱うことがあります。 (3)昼間、夜間、 ア 昼間、夜間および深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、土曜日・日曜 深夜・早朝およ 日・早朝および土曜 祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいい び土曜日・日曜 ます。 日・祝日の料金 区分 時間帯 額の適用 昼間 午前8時から午後7時までの間 午後7時から午後11時までの間 夜間 深夜・早朝 午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 11 時から午後 12 時 までの間 イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。 区分 時間帯 土曜日・日曜日・祝日 土曜日、日曜日および祝日(国民の祝日に関する法 律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定により休日とさ れた日並びに1月2日および1月3日をいいます) における午前8時から午後11時までの間 (4)ショート 外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます)に メッセ-ジ通 係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信(以下「国際ショー 信モードによ トメッセージ通信」といいます) に関する料金については、2 (料金額)の2-3の2-3 る通信の料金 -2に規定する額を適用します。

O, A. H.	T				
の適用					
(5)弊社が提供	国際電話サービス	の利用に係る道	■話モ−ド又は 64	kb/s デジタル通信モ	- ドによる通信に
する国際電話サ	関する料金は、国	際電話サ – ビス	くに係る通話の料金	企と合わせて定めるこ	こととし、料金その
- ビスの利用に	他の取扱いについ	へては、国際電話	5サービス契約約款	次に定めるところによ	ります。
係る通信の料金					
の適用					
(6)列車公衆電話	本サービス(弊社	以外の携帯電話	事業者が指定を受	けた契約者識別番号(こ係るものを除き
の電話機等との	ます)の契約者回約	湶とエヌ・ティ	・ティ・コミュニ	ケーションズ株式会	灶が提供する列車
間の通信の料金	公衆電話の電話機	等との間の通信	言に係る相互接続点	気から契約者回線等へ	の通信に関する料
の通用	金は、2(料金額)	の規定にかかわ	らず、次表に規定	する料金額を適用し	ます。
	料金種別	料金額			
		次の秒数まで	ごとに税抜額 10 F	円(税込額 11 円)	
		昼間		夜間	深夜・早朝
		平日	土曜日・日曜		
			日・祝日		
	通信料	14 秒	26 秒	26 秒	28 秒
	(注)上記の料金の	Dほか、協定事業	業者が定める料金の	の支払いを要します。	
(8)付加機能サー	ア 別表 1 (付加機能サービス)に規定する留守番電話および不在案内機能、留守番電話(無				
ビスの利用等に	料)ならびに留守番電話プラスに係るメッセ – ジの再生等のためにその機能の提供を受				
係 る通信の料金	けている本サービスの契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った				
の適用	通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額を適用				
	します。				
	イ 契約者回線から	イ 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、弊社が別に定める			
	協定事業者が	提供する電気通	信サービスの契約	者回線への通信に関	する料金と同額と
	します。				
	(ア) 弊社が提供	する電気通信サ	+ – ビスの契約約款	(に規定する留守番電	話および不在案内
	機能、留意	F番電話(無料)	ならびに留守番電	話プラスに係るメッ [・]	セ-ジの蓄積のた
	めに行った				
	(イ) 弊社が提供 	(イ) 弊社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能の			
			る旨の通知を受けた		,
	, ,			次の規定により着信者 	の設定に基づき発
(0) ### -			重してほしい旨の道 (なつつここ)		7/= - No. 1 - 1
(8)弊社の機器の	弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金について				
故障等により正	は、次のとおり取り扱います。 ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合				
しく算定するこ	ア 過去1年間の	実績を把握する	ことができる場合		

とができなかっ た場合の通信の 料金の取扱い

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ ア以外

把握可能な実績に基づいて弊社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通信料が 最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (注)本欄イに規定する弊社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
 - (1) 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料 金月における 1 日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数 を乗じて得た額

(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間 における1日平均の通信の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(9)通信料の減免 等

次の通信については、その料金の支払いを要しません。

- (ア) 弊社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等(110番、118番又は119番)への通信
 - (イ) 災害が発生した場合に弊社が指定する端末設備からり災者が行う通信

(10)在圏区域の 適用

アイサポモバイル(S)プラン利用者の在圏区域は以下の通り区分し、その在圏区域ごとに相互接続通信に関する料金を適用するものとします。なお、在圏区域は通信を開始した時点の区域を適用し、通信中に区域を移動した場合であっても、その通信が終了するまで区域は変更されないものとします。また、電波の伝播状況によっては、隣接する他の区域との間のものとして取り扱うことがあります。

在圏区域	区域の範囲
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
	山梨県、長野県
北陸	富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	沖縄県

2 料金額

- 2-1 通話モードに係るもの
- 2-1-12-1-2、2-1-3以外のもの
- (1)(2)以外のもの

ア 本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額	
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)	
通信料	本サービスからの通信	20円 (22円)	

(2)ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信

に係るもの

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
通信料	本サービスからの通信	20円 (22円)

イ ア以外のもの

料金種別		料金額	
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)	
通信料	本サービスからの通信	50円 (55円)	

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1)(2)以外のもの

ア 本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額	
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)	
通信料	本サービスからの通信	20円 (22円)	

イ 本サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

料金種別		料金額	
		次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)	
通信料	本サービスへの通信	30秒	

(イ)東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額	
		次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)	
通信料	本サービスへの通信	15.5秒	

ウ アイサポモバイル(S)プランの本サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア)(イ)以外のもの

料金種別		料金額			
		次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)			
	在圏区域	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝
					日
	北海道	15 秒	17 秒	18 秒	17秒
	東北	15 秒	17 秒	18 秒	17秒
通信料	関東	15 秒	17 秒	18 秒	17秒
	北陸	15 秒	17 秒	18 秒	17秒
	東海	15 秒	17 秒	18 秒	17秒
	関西	15 秒	20 秒	30 秒	20 秒
	中国	15 秒	17 秒	18 秒	17秒
	四国	15 秒	20 秒	30 秒	20秒
	九州	15 秒	17 秒	18秒	17秒

(イ)東日本電子電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別	料金額			
	次位	の秒数までごとに	税抜額 10 円(税)	込額 11 円)
通信料	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝
				日
	15 秒	17 秒	18秒	17秒

(2) KDDI 株式会社との間に設置した相互接続点(弊社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります) への通信に係るもの

その相互接続通信に伴う KDDI 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額	
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)	
通信料	本サービスからの通信	20円 (22円)	

2-1-3 アイサポモバイルでんわサービスに係るもの

(1) (2)(3)以外のアイサポモバイルでんわサービスからの通信に係るもの

料金種別		料金額		
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)		
通信料	本サービスからの通信	10円 (非課税)		
		ただし、接続先との通信を弊社が識別した時刻から起算して、5分かけ放		

題契約者については 300 秒までの通信時間については、料金額を適用する
ための秒数には積算しないものとします。

(2)ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
通信料	本サービスからの通信	30円 (33円)

(3)外国への通信に係るもの

取扱地域	料金額
	30 秒までごとに次の額(非課税)
アメリカ合衆国(ハワイ、グアム及びアラスカを含みます)、イタリア共和	10円
国、インドネシア共和国、オーストラリア※、オランダ王国、カナダ、ギ	
リシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、サイパ	
ン、シンガポール共和国、スペイン※、スイス連邦、タイ王国、大韓民	
国、中国人民共和国(香港及びマカオを含みます)、台湾、ドイツ連邦共和	
国、ニュージーランド、フィリピン共和国、バチカン市国、ブルネイ・ダ	
ルサラーム国、フランス共和国※、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主	
義共和国、ベルギー王国、マレーシア、ロシア連邦※	
※印の地域については、一部利用を制限している番号帯があります。	

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

2-2-1 2-2-2 以外のもの

料金種別		料金額	
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)	
デジタル通信料	本サービスからの通信	36円 (39円)	

2-2-2 相互接続通信に係るもの

(1) (2)以外のもの

ア 本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
デジタル通信料	本サービスからの通信	36円 (39円)

イ 本サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

料金種別	料金額	
	次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)	

デジタル通信料	本サービスへの通信	16.5秒

(イ)東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)
デジタル通信料	本サービスへの通信	8.5 秒

ウ アイサポモバイル(S)プランの本サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア)(イ)以外のもの

料金種別在圏区域		料金額			
		次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)			
		昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝
					日
	北海道	8.5 秒	9.5 秒	10 秒	9.5 秒
	東北	8.5 秒	9.5 秒	10 秒	9.5秒
通信料	関東	8.5 秒	9.5 秒	10 秒	9.5秒
	北陸	8.5 秒	9.5 秒	10 秒	9.5 秒
	東海	8.5 秒	9.5 秒	10 秒	9.5 秒
	関西	8.5 秒	11 秒	16.5 秒	11 秒
	中国	8.5 秒	9.5 秒	10 秒	9.5 秒
	四国	8.5 秒	11 秒	16.5 秒	11 秒
	九州	15 秒	17 秒	18秒	17秒

(イ)東日本電子電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

	料金種別	料金額			
		次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)			
Ī	通信料	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝
					日
		5秒	8.5 秒	9秒	8.5 秒

(2)KDDI 株式会社との間に設置した相互接続点(弊社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴う KDDI 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
デジタル通信料	本サービスからの通信	36円 (39円)

2-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

2-3-12-3-2以外のもの 送信1回ごとに

料金種別	料金額	
		次の税込額
アイサポモバイル(D)プランに	1~70 文字 (半角英数字のみの場合 1~160 文字)	3円
係るショートメッセージ通信	71~134 文字 (半角英数字のみの場合 161~306 文字)	6円
料	135~201 文字 (半角英数字のみの場合 307~459 文字)	9円
	202~268 文字 (半角英数字のみの場合 460~612 文字)	13円
	269~335 文字 (半角英数字のみの場合 613~765 文字)	16円
	336~402 文字 (半角英数字のみの場合 766~918 文字)	19円
	403~469 文字 (半角英数字のみの場合 919~1071 文字)	23 円
	470~536 文字 (半角英数字のみの場合 1072~1224 文字)	26 円
	537~603 文字(半角英数字のみの場合 1225~1377 文字)	29 円
	604~670 文字(半角英数字のみの場合 1378~1530 文字)	33円
アイサポモバイル(S)プランに	1~70 文字(半角英数字のみの場合 1~140 文字相当)	3円
係るショートメッセージ通信		
料		

2-3-2 国際ショートメッセージ通信に係るもの 送信 1 回ごとに

料金種別		料金額	
		次の料金(非課	
		税)	
アイサポモバイル(D)プランに	1~70 文字 (半角英数字のみの場合 1~160 文字)	50 P	-
係る国際ショートメッセージ	71~134 文字 (半角英数字のみの場合 161~306 文字)	100 P	-
通信料	135~201 文字 (半角英数字のみの場合 307~459 文字)	150 P	9
	202~268 文字 (半角英数字のみの場合 460~612 文字)	200 P	9
	269~335 文字 (半角英数字のみの場合 613~765 文字)	250 P	9
	336~402 文字 (半角英数字のみの場合 766~918 文字)	300 P	-
	403~469 文字 (半角英数字のみの場合 919~1071 文字)	350 P	-
	470~536 文字 (半角英数字のみの場合 1072~1224 文字)	400 P	9
	537~603 文字(半角英数字のみの場合 1225~1377 文字)	450 P	9
	604~670 文字(半角英数字のみの場合 1378~1530 文字)	500 P	9
アイサポモバイル(S)プランに	1~70 文字(半角英数字のみの場合 1~140 文字相当)	100 P	月
係る国際ショートメッセージ			
通信料			

第4手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料	手続きに関する料金の適用			
(1)手続きに関	手続きに関する料金は、次	のとおりとします。		
する料金の種別	料金種別	内容		
	ア初期費用	契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要す		
		る料金		
	イ SIM カード切替手数	本 SIM カード種別を変更する際に、支払いを要する料金		
	料			
	ウ SIM カード有償交換	本 SIM カードを再発行する際に、支払いを要する料金		
	手数料			
	工 MNP 転出手数料	第 14 条(回線交換サービスの携帯電話・PHS 番号ポータ		
		ビリティ)の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたとき		
		に支払いを要する料金		
	オ SIM カード準備料	本サ-ビスで使用する SIM カ-ドについて、初回の SIM		
		カード発行時に支払いを要する料金		
(2)初期費用の	販売店等にて本 SIM カート	ドが組み込まれた商品パッケ-ジを購入した場合には、(1)欄お		
適用除外	よび 2 (料金額) の規定にた	かかわらず、適用しません。		
(3)SIM カード	本 SIM カードを再発行する場合において、本 SIM カードの初期不良、およびユーザーの			
有償交換手数料	責によらない不良による再発行の際には、SIM カード有償交換手数料は、(1)欄および 2			
の適用除外	(料金額) の規定にかかわらず、適用しません。			
(4) MNP 転出	携帯電話・PHS 番号ポータビリティが行われなかった場合の MNP 転出手数料は、(1)欄			
手数料の適用除	および 2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。			
外				
(5)手続きに関	弊社は、(1)欄および 2(料	金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定		
する料金の減免	めるところにより、その料	金額を減免することがあります。		

2 料金額

料金種別	サービス	単位	料金額
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
(1)初期費用	全サービス	1 契約ごとに	3,000円 (3,300円)
(2) SIM カード切替手数	全サービス	1 枚ごとに	3,000円 (3,300円)
料			
(3) SIM カード有償交換	全サービス	1 枚ごとに	3,000円 (3,300円)
手数料			
(4) MNP 転出手数料	全サービス	1 契約ごとに	0円
(5)SIM カード準備料	アイサポモバイル(D)プ	1 契約ごとに	394円 (433円)
	ラン		
	アイサポモバイル(S)プ	1 契約ごとに	384円 (422円)
	ラン		

第5ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適	ア 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。
用	イ アの定めにかかわらず、料金プランがワイヤレスデータ通信のみの提供
	を受けるプランで、契約者識別番号に「020」から始まる番号が付与された
	契約者については、ユニバーサルサービス料の支払いを要しないものとしま
	す。

2 料金額

区分	単位	料金額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税込額 2 円

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、

ユ

二バーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

ユニバーサルサービス料金額の最新価格は、総務省のユニバーサルサービス制度ページ

(https://www.soumu.go.jp/main sosiki/joho tsusin/universalservice/)をご確認ください。

第6 SIMカード損害金

1 適用

SIM カード損害金の適用	本 SIM カードを弊社に返還すべき場合において、弊社が定める期日まで	
	に、弊社が貸与した本 SIM カードを弊社に返還しない場合、SIM カード損	
	害金の支払いを要します。	

2 料金額

1 枚ごとに税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービスの適用	弊社は、本サービスに係る契約者回線の契約者識別番号について、電話リ	
	レーサービス支援機関が申請し、総務大臣が認可した電話リレーサービス	
	料を適用します。ただし、データ専用プラン契約回線は、電話リレーサー	
	ビスの対象外となります。	

2 料金額

ご請求単価は年度毎の番号単価(1番号あたりの負担額)の変更に伴い、年度毎に改定される予定です。 番号単価は、「電話リレーサービス支援機関」として指定されている一般社団法人電気通信事業者協会のホーム ページ(https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)およびアイサポモバイルのホームページをご確認ください。

第2表国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミン	グ利用料の適用
(1) 通信の種類	国際アウトロ-ミングにより利用できる通信の種類は、通話モ-ド、64kb/s デジタル
	通信モード又はショートメッセージ通信モードに限り、さらに、その国際アウトローミ
	ングに係る外国の電気通信事業者ごとに異なるものとし、別表 7 に定めるところにより
	ます。
	(注 1)国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、利用する外国の電気通信事業者
	により異なります。
	(注 2)注 1 の規定によるほか、国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、通信の
	状況等により変動します。
	(注 3)国際アウトローミングに係る通信の種類により、その外国の電気通信事業者の営
	業区域が異なる場合があります。
(2) 国際アウトロ	ア 国際アウトロ-ミング利用料は、その通信の種類に応じて第 17 条(回線交換サ-ビ
- ミング利用料の	スにおける国際アウトロ-ミングの利用等)の規定により測定した通信時間、情報量又
適用等	は通信回数と 2 (料金額) の規定により算定した額を適用します。
(3) 国際アウトロ	国際アウトローミング利用料の区分は、別表 7 に定めるその国際アウトローミングに係
-利用料の区分の	る外国の電気通信事業者のグループおよび別表 8 に定めるその国際アウトローミングに
適用	係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域に応じて適用します。

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電	日本の電気通信設備への	左 2 欄以外の国又は地域
	気通信設備への通信	通信	の電気通信設備への通信
	1 分までごとに次の料金額		
グループ 1	50円	125円	265 円
グループ 2	75 円	175円	265 円
グループ 3	75円	280円	280円
グループ 4	75円	380円	380円
グループ 5	80円	180円	280円
グル-プ 6	80円	280円	280円
グループ 7	80円	380円	380円
グループ8	125円	140円	265円
グループ 9	130円	380円	380円

グループ 10	130円	580円	580円
グル-プ 11	125円	380 円	380円
グループ 12	480円	880円	880円
グループ 13	180円	480円	480円
グループ 14	580円	980円	980円
グル-プ 15	650円	650円	650円

(注) 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額	
	1 分までごとに次の料金額	
グループ 1	75円	
グループ 2	80円	
グループ 3	125円	
グループ 4	130円	
グル-プ 5	480円	
グループ 6	150円	
グループ 7	-	

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電	日本の電気通信設備への	左2欄以外の国又は地域
	気通信設備への通信	通信	の電気通信設備への通信
	1 分までごとに次の料金額		
グループ 1	100円	380円	380円
グループ 2	280円	480円	480 円
グループ 3	100円	280円	280 円
グループ 4	210円	410円	410円
グループ 5	280円	580円	580円
グループ 6	280 円	680円	680円

⁽注) 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額	
	1 分までごとに次の料金額	
グループ 1	100円	
グループ 2	280円	

グル-プ 3	
--------	--

2-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの 送信 1 回ごとに

区分	区分		
グループ 1	下欄以外のもの		100円
グループ 2	OnAir Switzerland Sàrl、AeroMobile AS および		170円
	TelenorMaritime AS、 AT&T MobilityLLC、		
	LandssimiIslandhf. Vodafone Malta Limited の船舶に係る		
	もの		

第3表番号案内料等

1 適用

番号案内料等の適用	番号案内料等の適用		
(1) 番号案内接続通	相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は		
信料の適用	2(料金額)に規定する額を適用します。		
(2) 番号案内料等免	番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等		
除者の取扱い等	の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り		
	扱います。		

2 料金額

区分	単位	料金額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円(税込額 220 円)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信
		サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

第4表国際電話サービス料金

第1 通話料

1 適用

通話料の適用		
(1) 通話の種類等	ア 通話には、次の種類があります。	
	種類 内容	
	通話モード	主としておおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響の伝
		送を行うためのもの
	デジタル通信	符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うためのも
	モード	のであって、通話モード以外のもの
(2)通話先区分の適用	通話料に係る通話先区分は、別表 (取扱地域) に定めるところにより適用します。	
(2)の 2 本邦とインマ	本邦とインマルサットシステムに係る地球通信局又は特定衛星携帯電話との間で行	
ルサットシステムに	われる通話については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯電話の所在	

係る移動地球局又は	地にかかわらず、国際電話サービスに係る通話として取り扱います。			
特定衛星携帯電話と				
の間の通話の取扱い				
(3)平日昼間及びその	ア 平日昼間及びその他とは、次の時間帯をいいます。			
他の料金額の適用	区分時間帯			
	平日昼間	平日 (土曜日、日曜日及び祝日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23		
	年法律第 178 号) の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます) 以外の日をいいます) における午前 8 時から 午後 7 時までの間			
	その他	平日昼間を除く全時間帯		
	イ 弊社が定める国際通話料は、本邦の暦及び時刻によります。			

2 料金額

2-12-2以外のもの

2-1-1 通話モードに係るもの

料金種別		料金額	
		30 秒までごとに次の料金額	
国際通話料	通話先区分	平日昼間	その他
	アメリカ 1	34円	31円
	アメリカ 2	111円	60円
	アメリカ 3	148円	109円
	アジア 1	57円	49円
	アジア 2	68円	63円
	アジア 3	148円	98円
	オセアニア	68円	63 円
	ヨーロッパ	108円	78円
	アフリカ	180円	120円
	インマルサット B	250円	250円
	インマルサット M	250円	250円
	インマルサットミニ M	200円	200円
	インマルサット Fleet	200円	200円
	インマルサット M4	200円	200円
	インマルサット BGAN	200円	200円
	Isat Phone Pro	200円	200円
	イリジウム衛星携帯電話	250円	250円
	スラーヤ衛星携帯電話	200円	200円
	船舶/航空機等	250 円	250円

2-1-2 デジタル通信モードに係るもの

料金種別		料金額	
	通話先区分	30 秒までごとに次の料金額	
国際通話料	アメリカ	271円	
	アジア 1	124円	
	アジア 2	152円	
	アジア 3	265円	
	オセアニア	152円	
	ヨーロッパ	203円	
	アフリカ	316円	

2-2 国際ローミング機能に係るもの

2-2-1 通話モードに係るもの

料金種別		料金額
	通話先区分	1 分までごとに次の料金額
国際通話料	アメリカ 1	50円
	アメリカ 2	100円
	アメリカ 3	140円
	アジア 1	70円
	アジア 2	80円
	アジア 3	140円
	オセアニア	80円
	ヨーロッパ	110円
	アフリカ	160円
	船舶/航空機等	650円

2-2-2 デジタル通信モードに係るもの

料金種別		料金額
	通話先区分	1 分までごとに次の料金額
国際通話料	アメリカ	440円
	アジア 1	200円
	アジア 2	250円
	アジア 3	430円
	オセアニア	250円
	ヨーロッパ	330円
	アフリカ	510円

2-3 アイサポモバイル(S)プランに係るもの

2-3-1 通話モードに係るもの

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の料金額
国際通話料	通話先区分	平日昼間/その他
	アメリカ 1	36 円
	アメリカ 2	39 円
	アメリカ 3	49 円
	アメリカ 4	134円
	アメリカ 5	149 円
	アメリカ 6	199 円
	オセアニア 1	36 円
	オセアニア 2	50 円
	オセアニア 3	69 円
	オセアニア 4	99 円
	オセアニア 5	149 円
	オセアニア 6	199 円
	オセアニア 7	249 円
	アジア 1	79 円
	アジア 2	82 円
	アジア 3	89 円
	アジア 4	94 円
	アジア 5	99 円
	アジア 6	138円
	アジア 7	149円
	アジア 8	199 円
	中東 1	149 円
	中東 2	199 円
	ヨーロッパ 1	60円
	ヨーロッパ 2	75 円
	ヨーロッパ3	81円
	ヨーロッパ4	82 円
	ヨーロッパ 5	109 円
	ヨーロッパ 6	119円
	ヨーロッパ 7	124 円
	ヨーロッパ8	134 円
	ヨーロッパ9	149 円
	ヨーロッパ 10	199 円
	アフリカ 1	109円

アフリカ 2	184円
アフリカ 3	199円
インマルサット	295円
その他の衛星局	195円

2-3-2 デジタル通信モードに係るもの

料金種別		料金額 30 秒までごとに次の料金額		
	オセアニア A	170円		
	アジア A	130円		
	アジア B	152円		
	アジア C	170円		
	アジア D	230円		
	中東 A	265円		
	中東 B	280円		
	ヨーロッパ A	203円		
	ヨーロッパ B	218円		
	ヨーロッパ C	230円		
	ヨーロッパ D	280円		
	ヨーロッパ E	296円		
	ヨーロッパ F	298円		
	アフリカ A	170円		
	アフリカ B	230円		

別表

別表 1 付加機能サービス

種類	提供条件
1 通信中着信機能 (キャッチホン)および割り込み	
通話	
通信中に他から着信があることを知らせ、その	
契約者回線に接続されている端末設備のボタン	
操作により、現に通信中の通信 (通話モードに	
よるものに限ります。以下この欄において同じ	
とします) を保留し、次の通信を行うことがで	
きるようにする機能をいいます。	
(1) 他の契約者回線からの着信に応答して通信を行	
った後、再び保留中の通信を行うこと。	
(2) 他の契約者回線等へ接続して通信を行った後、	
再び保留中の通信を行うこと。	
2 自動着信転送機能 (転送でんわ)および転送電話	(1) 通信時間は、この機能により転送される通信の相
その契約者回線に着信する通信 (通話モード又は	手 (以下「転送先」といいます) に接続して通信で
64kb/s デジタル通信モ – ドによるものに限りま	きる状態にした時刻に、発信者の契約者回線とこ
ुं के .	の機能を利用している契約者回線との通信および
以下この欄において同じとします) を、あらかじめ	その契約者回線と転送先との通信ができる状態に
指定された他の契約者回線等に、自動的に転送す	したものとして測定します。
	(2) この機能により転送される通信の料金について
機能をいいます。	は、この機能を利用している契約者が支払いを要
	します。
	(3) この機能を利用する場合において、転送が2回以
	上にわたる等通常と異なる利用態様となるとき
	は、通信品質を保証できないことがあります。
	(4) この機能に係る転送先の契約者から、その転送さ
	れる通信について間違い通信のため、その転送が
	行われないようにしてほしい旨の申出がある場合
	であって弊社が必要と認めるときは、その転送を
	中止していただくことがあります。
	(5) この機能により一定時間内にその契約者回線から
	転送される通信の回数は、弊社が定める数以内と
	します。
	(6) この機能を利用している契約者回線への通信又は

この機能により転送される通信については、電波 が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続され ている移動無線装置が在圏する地域を取扱所交換 設備で確認できないときは、その直前に確認でき た地域に在圏するものとみなして取り扱います。

- (7)この機能と留守番電話機能は同時に設定できません、この機能の利用を設定した場合、留守番電話機能は自動的に停止されます。
- 3 留守番電話および不在案内機能、留守番電話 (無料)ならびに留守番電話プラス

留守番電話および不在案内機能は、その契約者回線に着信した通信(通話モードによる通信又は64kb/s デジタル通信モードによる通信(3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものに限ります)に限ります)のメッセージの蓄積および蓄積したメッセージの再生又はその契約者回線に着信した通信(通話モードによるものに限ります)に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいいます。

留守番電話(無料)ならびに留守番電話プラスは、その契約者回線に着信した通信(通話モードによる通信に限ります)に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいいます。留守番電話プラスは、前述の機能に加え、着信通知機能および録音・再生拡張機能をいいます。

- (1)蓄積したメッセージは、弊社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- (2)この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージの復元はできません。
- (3)64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、本サービスの契約者回線又は弊社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信(弊社が別に定める場合を除きます)に限り、行うことができます。
- (4) 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている本 SIM カードを装着した移動無線装置に係る在圏地域 (在圏地域が確認できないときは、直前に確認できた在圏地域)が、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は、行うことができません。
- (5) メッセージの再生等弊社が別に定める機能の利用のために行った通信 (弊社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含みます) に係る料金は、この機能を利用している本サービス契約者が支払うものとします。この場合において、その通信が協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等からの通信であるときは、その通信に関する料金は、弊社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (6) メッセージの再生等弊社が別に定める機能の利用 のために、その機能の提供を受けている本サービスの 契約者回線から行った通信の料金は、その通信を弊社

が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービス の契約者回線への通信とみなして適用します。

- (7) この機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を弊社が確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。
- (8) 蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、弊社が別に定めるところによります。
- (9)この機能と自動着信転送機能および転送電話は同時 に設定できません。この機能の利用を設定した場合、 自動着信転送機能および転送電話は自動的に停止され ます。

4 迷惑電話おことわり機能 (迷惑電話ストップサービス)およびナンバーブロック機能

弊社又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等(弊社が別に定めるものに限ります)の契約者識別番号等を登録することにより、登録された契約者識別番号等からの以後の着信(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによるものに限ります。以下この欄において同じとします)に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う又は切断を行う機能をいいます。なお、(S)プラン契約者については、通話モードの通信に限ります。

- (1) 本サービス契約者が登録できる契約者識別番号等の数は、弊社が別に定める数以内とします。
- (2)(1)に規定する数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者識別番号等のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録します。
- (3) 弊社は、現に登録されている契約者識別番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する場合、 着信した時刻から弊社が別に定める時間が経過した 後、その通信を打ち切ります。
- (4)(3)に規定する通信に関する料金は、契約者が、支払っていただきます。
- (5) 弊社は、弊社の電気通信設備の保守上又は工事上 やむを得ないときは、現に登録されている契約者識別 番号等を消去することがあります。
- (6) 弊社は、現に登録されている契約者識別番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うこと 又は切断を行うことに伴い発生する損害については、 責任を負いません。
- (7) 契約者識別番号等の登録方法その他の提供条件については、弊社が別に定めるところによります。

5国際ローミング機能

(S)プラン以外の本 SIM カードを装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、その契約者回線に着信(通話モード、64kb/s デジタル通信モード、又

- (1) 国際アウトローミングに係る電気通信回線への転送は、弊社が提供する国際電話サービスを利用して行います。
- (2) この機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用している本サー

はショートメッセージ通信モードによるものに限ります)があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。

ビスの契約者回線への通信(弊社がその直前に確認できた日本国内の地域に在圏するものとみなして取り扱います)と、その契約者回線から弊社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱います。

6 チャージサービス

別紙料金表第1表第1(基本使用料)に定めるプランのうち、チャージサービスに対応したプランの契約者がワイヤレスデータ通信において、弊社の定める通信データ量までの通信を、別途弊社が定める通信速度にて利用するサービスをいいます。

(1) チャージには、以下の種別があります。

チャージ名称	利用可能通信データ量		
チャ-ジ(1GB)	1GB		

- (2) チャージの利用期限は、チャージした日を含む料 金月の3か月後の末日までとします。
- (3)チャージ利用可能通信データ量が残っている場合でも、利用期限を過ぎたものについては、一切の利用権利を失います。

7 アイサポモバイルでんわ/音声定額サービス

- (1)「アイサポモバイルでんわ」は、本サービスは対象 プランに自動的に付帯するオプションサービスです。 契約者による個別のお申し込みは必要ありません。
- (2) 「音声定額サービス」は、以下の種類があります。

サービス名	概要
10 分かけ放題	アイサポモバイルでんわ
	による通話のうち、10
	分間の通話が無料となる
	もの

8 パケット繰り越し

1 暦月において使用した通信量がプラン毎に設定された通信容量以下であった場合、残余した通信可能データ量について、翌月に繰り越すサービスをいいます。

(1)繰り越されたパケットの有効期限は1か月間とします。(例:N月の残余パケットは、N+1月末まで利用可能)

別表 2 本サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件		
本サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)		

別表 3 新聞社等の基準

区別	技術基準及び技術的条件		
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社		
	(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、		
	あまねく発売されること。		
	(2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。		
2 放送事業者	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放 送法		
	(昭和 47 年法律第 114 号)第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって		
	自主放送を行う者		
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース (1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は		
	放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます) をいいます)を供給する		
	ことを主な目的とする通信社		

別表4通信の優先的取扱いに係る機関名

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選拳管理機関

別表 4 に定める基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

別表 5 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者
2 PHS 事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービ
	スを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービ
	スを提供する協定事業者
4 国際電気通信事業者	国際電話等役務を提供する電気通信事業者
等	

[※]注) 弊社は他社相互接続通信に係る協定事業者名を、弊社が指定する本サービス取扱所において閲覧に供します。

別表 6 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1)(2)以外のもの

接網	売形態	料金の取扱い等		
1	発信側の電気通信設備	料金設定事業者		
	:弊社の契約者回線	:弊社		
		料金を請求する事業者		
	着信側の電気通信設備	:弊社		
	:携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金の支払いを要する者		
		:その通信の発信に係る契約者回線の契約者		
		料金に関するその他の取扱い		
		:この規約に定めるところによります。		
2	発信側の電気通信設	料金設定事業者		
	:携帯電話事業者に係る電気通信設備	:携帯自動車電話事業者		
		料金を請求する事業者		
	着信側の電気通信設備	:携带自動車電話事業者		
	:弊社の契約者回線	料金の支払いを要する者		
		:携帯電話事業者の契約約款に規定する者		
		料金に関するその他の取扱い		
		:その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによりま		
		す。		
3	発信側の電気通信設備	料金設定事業者		
	:弊社の契約者回線	:弊社		
		料金を請求する事業者		
	着信側の電気通信設備	:弊社		
	:固定電気通信事業者に係る電気通信設備	料金の支払いを要する者		
		:その通信の発信に係る契約者回線の契約者		
		料金に関するその他の取扱い		
		:この規約に定めるところによります。		
4	発信側の電気通信設備	料金設定事業者		
	:固定電気通信事業者に係る電気通信設備	: 弊社又は固定電氣通信事業者		
		料金を請求する事業者		
	着信側の電気通信設備	:固定電気通信事業者		
	:弊社の契約者回線等	料金の支払いを要する者		
		:その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者		
		料金に関するその他の取扱い		
		:その固定電気通信事業者の契約約款に定めるところにより		
		ます。		
5	発信側の電気通信設備	料金設定事業者		

	:弊社の契約者回線	:弊社
		料金を請求する事業者
	着信側の電気通信設備	:弊社
	:PHS 事業者に係る電気通信設備	料金の支払いを要する者
		:その通信の発信に係る契約者回線の契約者
		料金に関するその他の取扱い
		:この規約に定めるところによります。
6	発信者側の電気通信設備	料金設定事業者
	:PHS 事業者に係る電気通信設備	:PHS 事業者
		料金を請求する事業者
	着信側の電気通信設備	:PHS 事業者
	:弊社の契約者回線	料金の支払いを要する者
		:その PHS 事業者の契約約款に規定する者
		料金に関するその他の取扱い
		:その PHS 事業者の契約約款に定めるところによります。

(2) 本邦外との間に係る相互接続通信(弊社が提供する国際電話サービスに係るものを除きます) その通話と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款において 定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約 約款に定めるところによります。

21以外のもの

(1)(2)以外のもの

ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き弊社が定めることとします。

イ 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

ウ 他社契約者回線又は公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者が支払いを要します。ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払いを要することとなります。

(2)データ通信モードによる相互接続通信

契約者回線との間の通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

別表 7 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

■南・北アメリカ地方

ロ- 又は り 信に もの		利用できる通信の種類及び国際アウト ローミング利用料の区分(通話モード 又は 64kb/s デジタル通信モードによ り国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係る ものを除きます)に係るグループ 通話モード 64kb/s ショート		
			デジタ ル通信	メッセ- ジ通信モ
			モード	- F
アメリカ合衆国	AT&T Mobility LLC	8	_	0
	Limitless Mobile, LLC	8	_	0
	T – Mobile USA, Inc.	8	_	0
	Commnet Wireless LLC	8	_	Δ
	Verizon Wireless	8	_	0
アルゼンチン共和国	Telecom Personal S.A.	5	_	0
	Telefonica Moviles Argentina SA	5	_	0
	AMX Argentina S.A.	5	_	0
ウルグアイ東方共和国	Administracion Nacional de	5	_	0
	Telecomunicaciones			
	Telefónica Móviles del Uruguay S.A	5	_	0
英領ケイマン諸島	Cable & Wireless (West Indies)	6	_	0
英領バージン諸島	Caribbean Cellular Telephone Limited	6	_	0
エルサルバドル共和国	CTE TELECOM PERSONAL,	9	-	0
	S.A.DEC.V.			
	Telefónica Móviles El Salvador, S.A.	9	_	0
	de			
	C.V.,			
ガイアナ共和国	GUYANA TELEPHONE AND	6	_	0
	TELEGRAPH Company Limited			
カナダ	TELUS Communications Company	8	_	0
BELL MOBILITY INC.,		8	_	0
	Rogers Communications Canada Inc.	8	_	0
	Saskatchewan Telecommunications	8	_	0
キューバ共和国	Unidad de Negocios Movil ETECSA	7	-	0

グアテマラ共和国	Servicios de Comunicaciones	9	_	0
	Personales Imalambricas, S.A.			
	Telefónica Móviles Guatemala, S.A.	9	_	0
		6	_	0
ティニク・仏領ギアナ				
グアム DOCOMO PACIFIC, INC.		5	_	0
	Teleguam Holdings, LLC.	5	_	0
	PTI Pacifica, Inc.	5	_	0
コスタリカ共和国	INSTITUTO COSTARRICENSE DE	5	_	0
	ELECTRICIDAD	5	_	0
	CLARO CR	5	_	0
	TELECOMUNICACIONES, S.A.			
	Telefonica de Costa Rica TC, S.A.	5	_	0
コロンビア共和国	COLOMBIA MOVIL S.A.E.S.P	6	_	0
	Colombia Telecomunicaticiones	6	_	0
	S.A.E.S.P			
	Comunicación Celular, S.A.	6	_	0
ジャマイカ	Digicel (Jamaica) Limited	6	-	0
		ただしエルサル		
		バドル共和国で		
		の利用は9		
チリ共和国	Entel PCS Telecomunicaciones S.A.	6	_	0
	TELEFONICA MOVILES CHILE S.A.	6	-	0
ドミニカ共和国	ALTICE HISPANIOLA, S. A.	7	-	0
	Compañia Dominicana de Telefonos,	7	-	0
	S.A.			
トリニダード・トバゴ	Telecommunications Services of	6	_	0
共和国	Trinidad and Tobago Ltd.,			
ニカラグア共和国	TELEFONIA CELULAR DE	10	_	0
	NICARAGUA S.A			
パナマ共和国	Cable & Wireless Panama, S.A.	6	_	0
	Telefónica Móviles Panamá, S.A.	6	_	0
バハマ国	THE BAHAMAS	10	_	0
	TELECOMMUNICATIONS			
	COMPANY LTD.			
バミューダ諸島	Bermuda Digital Communications	6	_	0
	Ltd.			
		+		

	Nucleo S.A.	6	_	0
フォークランド諸島	Cable & Wireless South Atlantic	9	_	0
	Limited			
仏領・サン・マルタン	Dauphin Telecom	6	_	0
ブラジル連邦共和国	TELEFÔNICA BRASIL S/A	6	_	0
	Oi Movel S.A.S.A.	6	_	0
	TIM CELULAR S.A.	6	4	0
ベリ-ズ	Belize Telecommunications Limited	10	_	0
ベネズエラ・ボリバル	CORPORACION DIGITEL C.A	9	_	0
共和国	Telecomunicaciones Movilnet, C.A.	9	_	0
ペルー共和国	AMERICA MOVIL PERU S.A.C.,	6	_	0
	Telefónica del Perú S.A.A.	6	_	0
ボリビア多民族国	ENTEL S.A.	6	_	0
	NUEVATEL PCS DE BOLIVIA S.A.	6	_	0
ホンジュラス共和国	SERVICIOS DE COMUNICATIONES	9	_	0
	DE			
	HONDURAS, S.A DE C.V.			
	Telefónica Celular S.A. (CELTEL)	9	_	0
メキシコ合衆国	PECASO PCS S.A. de C.V.	7	_	0
		ただしエクアド		
		ルでの		
		利用は9		
	Radiomóvil DispaS.A. de C.V. Telcel	7	_	0
		ただしブラジル		
		連邦共和国での		
		利用は6、二カ		
		ラグア共和国で		
		の利用は 10		

■アジア地方

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウト		
		ローミング利用料の区分(通話モード		話モード
		又は 64kb/s デシ	ッタル通信:	モードによ
		り国際アウトローミングに係る電気通		
		信回線へ着信する通信に係る		
		ものを除きます) に係るグループ		レープ
		通話モード 64kb/s ショート		ショート
		デジタ メッセー		メッセ-

			ル通信	ジ通信モ
			モード	- F
アフガニスタン・イス	Afghan Wireless Communication	7	_	0
ラム共和国	Company			
	Telecom Development Company	7	_	0
	Afghanistan, Corporation			
アラブ首長国連邦	EMIRATES INTEGRATED	5	5	0
	TELECOMMUNICATIONS			
	COMPANY, PJSC			
	EMIRATES TELECOMMUNICATIONS	5	5	0
	CORPORATION			
イエメン共和国	Spacetel Yemen	5	_	0
	Y-Telecom,	5	_	0
イスラエル国	Cellcom Israel Ltd.	7	5	0
	Partner Communications Company	7	△5	0
	Ltd.			
	Pelephone Communications Ltd.,	7	_	0
イラク共和国	Mtc Atheer Telecom Iraq Limited	6	_	0
	Korek Telecom	6	_	0
イラン・イスラム共和	MTN Irancell	△5	_	Δ
国	Mobile Company of Iran	5	_	0
	Rafsajan Industrial Complex(Coop)	5	_	0
インド	Aircel Limited, Aircel Cellular	△5	_	Δ
	Limited & Dishnet Wireless Limited			
	IDEA Cellular Limited	5	_	0
	Tata TeleServices Limited	5	△5	0
	Bharti Airtel Ltd.	5	_	0
	Bharti Hexacom Ltd.			
	Bharat Sanchar Nigam Limited	5	_	0
	Vodafone Mobile Services Limited	5	_	0
	Vodafone India Limited	5	_	0
	Vodafone East Limited	5	_	0
	Vodafone Cellular Limited	5	_	0
	Reliance Telecom Limited,	5	-	0
インドネシア共和国	PT Indosat Tbk	4	2	0
	PT XL Axiata Tbk.	4	-	0
	PT Telekomunikasi Selular	4	2	0
	PT Hutchison 3 Indonesia	4	-	0

オマーン国	Omani Qatari Telecommunications	5	T _	0
	Company S.A.O.G.			
	Oman Telecommunications Company	5	_	0
	S.A.O.G.			
カタール国	Ooredoo Q.S.C.	5	5	0
	Vodafone Qatar Q.S.C.	5	_	0
 カンボジア王国	Cam GSM Company Limited.	4	_	0
	Cambodia Advance Communications	4	_	0
	Co., Ltd.			
	Smart Axiata Co.,Ltd	4	_	0
	VIETTEL (CAMBODIA) PTE.LTD	4	_	0
クウェート国	Kuwait Telecommunication Company	7	_	0
	(K.S.C),			
	Mobile Telecommunications Company	7	 _	0
	(KSC)			
 サウジアラビア王国	Etihad Etisalat Company	5	△5	0
	Saudi Telecom Company	5	△5	0
	Mobile Telecommunications	5	△5	0
	Company Saudi Arabia			
 シリア・アラブ共和国	Areeba Syria	7	_	0
	Syriatel Mobile Telecom S.A.	△7	_	Δ
シンガポール共和国	SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.	2	3	0
	StarHub Mobile Pte Ltd,	2	3	0
	M1 Limited	2	3	0
スリランカ民主社会	DIALOG AXIATA PLC	7	2	0
主義共和国	Etisalat Lanka (Private) Limited	7	_	0
	Mobitel Private Limited,	7	2	0
	Hutchison Telecommunications	7	_	0
	Lanka			
	Pvt Ltd			
タイ王国	True Move H Universal	2	_	0
	Communication Co., Ltd.			
	Total Access Communication Public	2	_	0
	Company Limited			
	ADVANCED WIRELESS	2	_	0
	NETWORK COMPANY LIMITED			
	dtac Trinet Co., Ltd	2	_	0
大韓民国	SK Telecom Co.,Ltd.	1	4	0

	KT Corporation	1	4	0
台湾	Taiwan Star Telecom Corporation	2	3	0
	Limited			
	Taiwan Mobile Co., Ltd.	2	3	0
	Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,	2	3	0
	Far Easton Telecommunications	2	3	0
	Co.Ltd			
中華人民共和国	China Mobile Communications	2	_	0
	Corporation			
	China United Telecommunications	2	5	0
	Corporation			
ネパール連邦民主共和	Ncell PRIVATE LIMITED	5	_	0
国	Nepal Telecommunication	5	_	0
	Corporation			
パキスタン・イスラム	Pakistan Mobile Communications	5	_	0
共和国	Limited			
	Pak Telecom Mobile Limited	5	_	0
	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	△5	_	Δ
パレスチナ自治政府	Palestine Cellular Communication Ltd	10	_	0
	Wataniya Palestine Mobile	10	_	0
	Telecommunication Company			
バーレーン王国	Bahrain Telecommunication	5	_	0
	Company			
	VIVA BAHRAIN	5	_	0
バングラデシュ人民共	Robi Axiata Limited	5	_	0
和国	Grameen Phone Limited	5	_	0
東ティモール民主共和	Timor Telecom	7	_	0
国	Telecomunikasi Indonesia	7	_	0
	Internasional.S.A			
フィリピン共和国	GLOBE TELECOM,INC.	2	1	0
	SMART Communications,Inc.,	2	1	0
	Digital Telecommunications	2	_	0
	Philippines, Inc.			
ブータン王国	Tashi InfoComm Ltd	6	_	0
	B – Mobile	6	_	0
ブルネイ・ダルサラ-	DST Communications Sdn. Bhd.	6	_	0
厶国	PROGRESIF CELLULAR SDN BHO	6	1	0
ベトナム社会主義共和	Viettel Group	3	Δ3	0

国	VNPT International	3	_	0
	MobiFone Corporation	3	Δ3	0
	VIETNAMOBILE	3	_	0
	TELECOMMUNICATIONSJOINT			
	STOCK COMPANY			
香港	Hong Kong Telecommunications	2	1	0
	(HKT) Limited			
	SmarTone Mobile Communications	2	1	0
	Limited			
	Hutchison Telephone Co.Ltd.	2	1	0
	China Mobile Hong Kong Company	2	-	0
	Limited			
マカオ	Companhia de Telecomunicacoes de	2	1	0
	Macau S.A.R.L.			
	Hutchison Telephone (Macau)	2	1	0
	Company Limited			
	SMARTONE - COMUNICACOES	2	_	0
	MOVEIS, S.A.			
マレーシア	Celcom Axiata Berhad	2	3	0
	DIGI TELECOMMUNICATIONS	2	-	0
	SDN BHD,			
	Maxis Broadband Sdn. Bhd.	2	3	0
	U Mobile Sdn Bhd	2	3	0
ミャンマ - 連邦共和国	Myanma Posts and	6	_	0
	Telecommunications			
	TELENOR MYANMAR	6	_	0
	Ooredoo Myanmar Limited	6	_	0
モルディブ共和国	Dhivehi Raajeyge Gulhun plc	7	_	0
	Ooredoo Maldives Pvt Ltd	7	_	0
モンゴル国	MobiCom Corporation	7	_	0
	Unitel LLC	7	_	0
ヨルダン・ハシェミッ	Jordan Mobile Telephone Services Co.	6	-	0
卜王国	Ltd.,			
	Petra Jordanian Mobile	6	_	0
	Telecommunication Company Ltd.			
ラオス人民民主共和国	Lao Telecommunications,	6	_	0
	ETL Public Company	6	_	0
	Star Telecom Co.Ltd.	6	_	Δ

レバノン共和国	Mobile Interim Company No.2 SAL	6	_	0
	Mobile Interim Company 1 SAL	6	-	0

■オセアニア地方

地域	事業者名	利用できる通信の ローミング利用料 は 64kb/s デジタ 国際アウトローミ 回線へ着信する通 ものを除きます) 通話モード	の区分(通 ル通信モ - ングに係る 信に係る	話モード又 - ドにより 3電気通信
オーストラリア連邦	Optus Mobile Pty Ltd.	5	3	0
	Telstra Corporation Limited	5	3	0
	Vodafone Huthison Australia Pty	5	-	0
	Limited			
クック諸島	Telecom Cook Islands Limited	13	-	0
ソロモン諸島	Bemobile (solomon Islans) Limited	9	_	0
	Solomon Telekom Company Ltd	9	_	0
ニューカレドニア	OPT New Caledonia	6	_	0
ニュージーランド	Two Degrees Mobile Limited	5	2	0
	Spark New Zealand Trading Limited	5	_	0
	Vodafone New Zealand Limited	5	2	0
バヌアツ共和国	Telecom Vanuatu Limited	7	_	0
パプアニューギニア独 立国	BLACK DOLPHIN Limited	10	_	0
	Digicel (PNG) Ltd,	10 ただしフィ	_	0
		ジー共和国及び		
		ナウル共和国で		
		の利用は5、サ		
		モア		
		独立国での利用		
		は 6、バヌアツ		
		共和国及びトン		
		ガ王国での利用		
		は7		

パラオ共和国	Palau National Communications	12	_	0
	Corporation			
フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited	5	-	0
仏領ポリネシア	Tikiphone S.A.S.	5	_	0
	Pacific Mobile Telecom	5	-	0
米領サモア	bluesky Communications	△9	_	Δ
ミクロネシア連邦	FSM Telecommunications 9 O	9	-	0
	Corporation			

■ヨーロッパ地方

地域	事業者名	利用できる通信のローミング利用料		
		 又は 64kb/s デジ	· ジタル通信=	E-ドによ
		 り国際アウトロ-		
		 信回線へ着信する	3通信に係る	3
		ものを除きます)	に係るグル	レープ
		 通話モ-ド	64kb/s	ショート
			デジタ	メッセー
			ル通信	ジ通信モ
			モード	- F
アイスランド共和国	Nova ehf.	5	-	0
	Landssími Íslands hf.	5	△2	0
アイルランド	Three Ireland Services (Hutchison)	6	_	0
	Limited			
	Vodafone Ireland	6	_	0
	Hutchison 3G Ireland Limited	6	_	0
	Meteor Mobile Communications	6	_	0
アゼルバイジャン共和	Azercell Telecom LLC	7	_	0
国	"Bakcell" LLC	7	_	0
アルバニア共和国	Telekom Albania Sh, A	7	_	0
	Vodafone Albania	7	-	0
アルメニア共和国	KTelecom CJSC	13	-	0
アンドラ公国	Andorra Telecom, S. A. U	9	△5	0
イタリア共和国	WIND Telecomunicazioni S.p.A	6	2	0
	Telecom Italia S.p.A.	6	2	0
	Vodafone Omnitel N.V.	6	2	0
	H3G SpA	6	-	0
ウクライナ	MTS Ukraine	7	_	0

	Kyivstar JSC	7	_	0
ウズベキスタン共和国	Unitel LLC	7	_	0
	FE COS COM LLC	7	_	0
英国 (グレートブリテ	Everything Everywhere Limited	5	2	0
ン及び北アイルランド	Telefónica UK Limited	5	2	0
連合王国)	Hutchison 3G UK Ltd	5	2	0
	Vodafone Limited	5	2	0
英領ジブラルタル	Gibtelecom	9	_	0
エストニア共和国	Telia Eesti AS	7	2	0
	Elisa Eesti AS	7	△2	0
オーストリア共和国	T – Mobile Austria GmbH,	5	2	0
	Hutchison Drei Austria GmbH	5	_	0
	A1 Telekom Austria AG	5	2	0
オランダ王国	KPN B.V.	5	2	0
	T-mobile Netherlands BV,	5	2	0
	Vodafone Libertel B.V.	5	2	0
ガーンジー	Sure (Gernsey) Limited	5 ただしアセン	_	0
		ション島/セン		
		トヘレナ島での		
		利用は 13		
カザフスタン共和国	KaR – Tel LLC,	7	_	0
	Kcell Joint Stock Company	7	-	0
キプロス共和国	Cyprus Telecommunication Authority	5	2	0
	MTN Ltd.	5	_	0
ギリシャ共和国	COSMOTE Mobile	5	△2	0
ギリシャ共和国	COSMOTE Mobile Telecommunications S.A.	5	△2	0
ギリシャ共和国		5	△2 2	0
ギリシャ共和国	Telecommunications S.A.			
ギリシャ共和国	Telecommunications S.A. WIND HELLAS			
ギリシャ共和国	Telecommunications S.A. WIND HELLAS TEIECOMMUNICATIONS S.A.	5	2	0
	Telecommunications S.A. WIND HELLAS TEIECOMMUNICATIONS S.A. Vodafone – Panafon S.A.	5	2 △2	0
	Telecommunications S.A. WIND HELLAS TEIECOMMUNICATIONS S.A. Vodafone – Panafon S.A. Sky Mobile LLC.	5 5 7	2 △2	0 0
	Telecommunications S.A. WIND HELLAS TEIECOMMUNICATIONS S.A. Vodafone – Panafon S.A. Sky Mobile LLC. Closed Joint – Stock Company Alfa	5 5 7	2 △2	0 0
キルギス共和国	Telecommunications S.A. WIND HELLAS TEIECOMMUNICATIONS S.A. Vodafone – Panafon S.A. Sky Mobile LLC. Closed Joint – Stock Company Alfa Telecom	5 5 7 7	2 △2	0 0 0
キルギス共和国 グリーンランド	Telecommunications S.A. WIND HELLAS TEIECOMMUNICATIONS S.A. Vodafone – Panafon S.A. Sky Mobile LLC. Closed Joint – Stock Company Alfa Telecom TELE Greenland A/S	5 5 7 7	2 △2 - -	0 0 0
キルギス共和国 グリーンランド	Telecommunications S.A. WIND HELLAS TEIECOMMUNICATIONS S.A. Vodafone – Panafon S.A. Sky Mobile LLC. Closed Joint – Stock Company Alfa Telecom TELE Greenland A/S Croatian Telecom Inc.	5 7 7 6	2 △2 - - 2	0 0 0
キルギス共和国 グリーンランド クロアチア共和国	Telecommunications S.A. WIND HELLAS TEIECOMMUNICATIONS S.A. Vodafone – Panafon S.A. Sky Mobile LLC. Closed Joint – Stock Company Alfa Telecom TELE Greenland A/S Croatian Telecom Inc. VIP net d.o.o.	5 5 7 7 6 7	2 △2 - - 2 △2	

スイス連邦	Salt Mobile SA	5	2	0
	Sunrise Communications AG	5	_	0
	Swisscom Ltd	5	△2	0
スウェーデン王国	TeliaSonera Sverige AB	5	2	0
	Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エス	2	0
		トニア共和国/		
		リトアニア共和		
		国/カザフスタ		
		ン共和国での利		
		用は7、ラトビ		
		ア共和国での利		
		用は6		
	Hi3G Access AB	5	2	0
スペイン	Orange Espagne, S.A., sociedad	5	2	0
	unipersonal			
	TELEFÓNICA MÓVILES	5	2	0
	ESPAÑA, S.A.	5	2	0
	Vodafone España, S.A.U.	5	2	0
スロバキア共和国	Slovak Telekom, a.s.	5	2	0
	Orange Slovensko a.s.	5	△2	0
	O2 Slovakia, s.r.o.	5	-	0
スロベニア共和国	Si.mobil d.d.	6	2	0
	Telekom Sloveni je, d.d.	6	2	0
	Telemach širokopasovne	6	-	0
	komunikacije, d.o.o.			
セルビア共和国	Telenor d.o.o	7	-	0
	Telekom Srbi ja a.d.	7	-	0
	VIP mobile d.o.o.	7	-	0
タジキスタン共和国	Babilon – Mobile	7	△5	0
	Indigo Tajikistan CJSC, on behalf of	7	-	0
	Somoncom JV CJSC			
チェコ共和国	T-Mobile Czech Republic a.s.,	6	-	0
	O2 Czech Republic, a.s.	6	△2	0
	Vodafone Czech Republic a.s.	6	_	0
デンマーク王国	Telenor A/S	5	_	0
	TDC Mobil A/S	5	2	0
	Telia Danmark, Branch of Telia	5	-	0
	Náttjánster Norden AB, Sweden			

ドイツ連邦共和国	Telefonica Germany GmbH & Co.	5	△2	0
	OHG			
	Telekom Deutschland GmbH	5	2	0
	Vodafone D2 GmbH	5	2	0
	AVEA İletişim Hizmetleri A.S.	5	5	0
	TURKCELL Iletisim Hizmetleri A.S.	5	5	0
	Vodafone Telekomunikasyon A.S.	5	5	0
トルクメニスタン	Economy Society "MTS –	12	_	0
	Turkmenistan"			
	Altyn Asyr TMCell kmenistan	12	_	0
ノルウェー王国	TELENOR NORGE AS	5	2	0
	Telia Norge AS	5	_	0
ハンガリー	Telenor Magyarorszag Zrt.	5	2	0
	Vodafone Hungary Ltd.	5	2	0
	Magyar Telekom Telecommunications	5	2	0
	Public Limited Company			
フィンランド共和国	Elisa Corporation	5	_	0
	TeliaSonera Finland Oyj	5	△2	0
	DNA Ltd	5	2	0
フェロー諸島	Faroese Telecom A/S	5	_	0
フランス共和国	Orange	5	2	0
	Société Française du Radiotélephon –	5	_	0
	SFR			
	Bouygues Telecom	5	2	0
ブルガリア共和国	Telenor Bulgaria EAD	6	_	0
	MobilTel EAD	6	5	0
ベラル-シ共和国	Unitary enterprise velcom	7	_	0
	Limited Liability Company Mobile	7	_	0
	TeleSystems			
ベルギー王国	Tlenet Group BVBA	5	2	0
	Proximus PLC	5	2	0
	ORANGE Belgium nv/SA	5	2	0
ポーランド共和国	P4 sp z.o.o	6	_	0
	Polkomtel Sp.z o.o.	6	2	0
	T – Mobile Polska Spólka Akcyjna	6	2	0
	Orange Polska S.A.	6	_	0
ボスニア・ヘルツェゴ	BH TELECOM, Joint Stock	7	_	0
ビナ	Company, Sarajevo			

	RSTELECOMMUNICATIONS Joint	7	_	0
	Stock Company Ban ja Luka MOBI S			
ポルトガル共和国	NOS Comunicações, S.A.	6	2	0
	MEO – Serviços de Comunicações e	6	2	0
	Multimédia, S.A.			
	Vodafone Portugal - Comunicacoes	6	_	0
	Pessoais S.A.			
マケドニア旧ユーゴス	one.Vip DOO Skopje	6	_	0
ラビア共和国				
マルタ共和国	Vodafone Malta Limited	7	_	0
	MOBISLE COMMUNICATIONS	7	△6	0
	LIMITED			
マン島	Manx Telecom	5	_	0
モナコ公国	Monaco Telecom	5	_	0
モルドバ共和国	ORANGE MOLDOWAS.A.	6	_	0
モンテネグロ	Drustvo za telekomunikaci je MTEL	7	△2	0
	d.o.o.			
	elenor Ilc, Montenegro	△7	-	Δ
ラトビア共和国	Latovijas Mobilais Telefons SIA	6	△2	0
リトアニア共和国	OMNITEL Telecommunication	7	_	0
	Networks			
ルーマニア	Orange Romania S.A.	7	5	0
	Vodafone Romania S.A.	7	5	0
ルクセンブルク大公国	TANGO SA.	5	2	0
	POST Luxembourg	5	_	0
ロシア	Limited Liability	7	_	0
	Company< <t2mobile>></t2mobile>			
	Public Joint Stock Company "Vimpel	7		0
	- Communications"			
	MegaFon, Public Joint Stock Company	7	△2	0
	Mobile TeleSystems Public Joint Stock	7	△2	0
	Company			
	Tvoi Mobil'nye Tekhnologi Limited	7	_	0
	liability company			

■アフリカ地方

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウト
		ロ-ミング利用料の区分(通話モ-ド

		又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます) に係るグループ通話モード 64kb/s ショート		
			デジタ	メッセ-
			ル通信	ジ通信モ
			モード	- F
アルジェリア民主人民	ATM MOBILIS Algerie Telecom	6	_	0
共和国	mobile			
	OPTIMUM TELECOM ALGERIE Spa	6	_	0
アンゴラ共和国	Unitel SA,	9	_	0
	MOVICEL TELECOMUNICACOES S.A.	9	_	0
ウガンダ共和国	Airtel Uganda Ltd	6	_	0
エジプト・アラブ共和	Orange Egypt for	6	△6	0
国	Telecommunications			
	Etisalat Misr	6	6	0
	Vodafone Egypt Telecommunications	6	6	0
	S.A.E			
エチオピア連邦民主共	Ethio Telecom	7	_	0
和国				
ガーナ共和国	Scancom Limited	5	_	0
	Ghana Telecommunications	5	_	0
	Company Ltd			
カーボヴェルデ共和	CVMovel,S.A.	13	_	0
ガボン共和国	Celtel Gabon S.A	6	_	0
	LIBERTIS GABON	△6	_	Δ
カメルーン共和国	MTN Cameroon	13	_	0
ガンビア共和国	Africell (Gambia) Ltd.	13	_	0
	QCell Limited	13	_	0
ギニア共和国	Areeba Guinee S.A.	7	_	0
	Orange Guinee SA	7	_	0
ギニアビサウ共和国	Spacetel(MTN)Guinea Bissau	13	_	0
ケニア共和国	Safaricom Limited	7		0
	Airtel Networks Kenya Limited	7	_	0
	Telkom Kenya Limited	△7	_	Δ
コートジボワール共和	Orange Côte d'Ivoire S.A.	9	_	0
国	MTN Côte d'Ivoire S.A.	9	_	0

コモロ連合	Société Nationale des	△10	_	Δ
	Télécommunications			
コンゴ共和国	airtel Congo S.A.	9	_	0
コンゴ民主共和国	CeltelCongo(RDC)SARL	9	_	0
サントメ・プリンシペ	Companhia Santomense de	7	_	0
民主共和国	Telecomunicacoes, S.A.R.L.,			
ザンビア共和国	Celtel Zambia Limited,	7	_	0
シエラレオネ共和国	Airtel (SL) Limited	6	-	0
	Africell – Lintel (SIL) Ltd.	6	-	0
ジブチ共和国	Djibouti Telecom	7	_	0
ジンバブ工共和国	Econet Wireless	10	_	0
	Telecel Zimbabwe (pvt) Ltd	10	_	0
ス-ダン共和国	SUDANESE MOBILE TELEPHONE CO.	6	_	0
	LTD			
スワジランド王国	Swazi MTN Limited	5	_	0
赤道ギニア共和国	GREEN COM S.A.	11	-	0
セーシェル共和国	Cable and Wireless (Seychelles) Ltd	7	_	0
セネガル共和国	Sonatel Mobiles	6	_	0
	SENTELgsm S.A.	6	-	0
タンザニア連合共和国	Vodacom Tanzania Limited	7	_	0
	Mic Tanzania Ltd	7	_	0
チャド共和国	Celtel Tchad S.A.	13	_	0
	Millicom Tchad S.A.	13	_	0
中央アフリカ共和国	Orange Centrafrique	5	_	0
チュニジア共和国	Ooredoo Tunisie SA	5	_	0
	Tunisie Telecom	5	_	0
	Orange Tunisie	5	-	0
トーゴ共和国	TOGO CELLULAIRE	6	-	0
ナイジェリア連邦共和	Glo Mobile Limneted,	5	_	0
国	MTN Nigeria Communications	5	_	0
	Limited			
ナミビア共和国	Mobile Telecommunications Limited	6	-	0
ニジェール共和国	Celtel Niger S.A.	7	_	0
ブルキナファソ	Bharti Airtel Burkina Faso S.A.	9	_	0
	Office National des	△9		0
	Telecommunications			
ブルンジ共和国	Econet Wireless Burundi S.A.	7	-	0
ベナン共和国	Spacetel Benin S.A.	14	-	0

MASCOM WIRELESS (Pty) Ltd	ボツワナ共和国	Orange (Botswana) (Pty) Ltd	7	_	0
Telma Mobile S.A. 7		MASCOM WIRELESS (Pty) Ltd	7	_	0
マラウイ共和国 Airtel Malawi Limited 6 - ○ マリ共和国 Orange Mali S.A. 13 - ○ Malitel SA 13 - ○ 南アフリカ共和国 Cell C (Pty) Ltd 5 - ○ Vodacom (Pty) Ltd 5 - ○ Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd 5 2 ○ Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd 5 2 ○ Mana - ダン共和国 MTN, South Sudan 6 - ○ Sudanese Mobile Telephone Co. △6 - △ Emtel Limited 6 1 ○ MAHANAGAR TELEPHONE (MAURITIUS) LIMIT ED 6 - ○ モーリタニア・イスラ ム共和国 Mauritel Mobiles 7 - ○ モザンビーク共和国 VM,SA 6 - ○ モリタコエ国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ レンリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7	マダガスカル共和国	Orange Madagascar	7	_	0
マリ共和国 Orange Mali S.A. 13 - ○ 南アフリカ共和国 Cell C (Pty) Ltd 5 - ○ Vodacom (Pty) Ltd 5 - ○ Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd 5 2 ○ Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd 5 2 ○ Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd 5 2 ○ 南ス-ダン共和国 MTN, South Sudan 6 - ○ Sudanese Mobile Telephone Co. △6 - △ E-リシャス共和国 Emtel Limited 6 1 ○ MAHANAGAR TELEPHONE (MAURITIUS) LIMIT ED 6 - ○ 基ナンビークススナスススススススススススススススススススススススススススススススススス		Telma Mobile S.A.	7	_	0
Malitel SA	マラウイ共和国	Airtel Malawi Limited	6	-	0
南アフリカ共和国 Cell C (Pty) Ltd 5 - ○ Vodacom (Pty) Ltd 5 - ○ Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd 5 2 ○ 南スーダン共和国 MTN, South Sudan 6 - ○ Sudanese Mobile Telephone Co. △6 - △ モーリシャス共和国 Emtel Limited 6 1 ○ MAHANAGAR TELEPHONE (MAURITIUS) LIMIT ED 6 - ○ ム共和国 VM,SA 7 - ○ モザンビーク共和国 VM,SA 6 - ○ モロッコ王国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ Orange Maroc 6 - ○ WANA CORPORATE 6 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リプア共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ ルフンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ レント王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○	マリ共和国	Orange Mali S.A.	13	_	0
Vodacom (Pty) Ltd 5		Malitel SA	13	-	0
Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd 5 2 ○ 南スーダン共和国	南アフリカ共和国	Cell C (Pty) Ltd	5	-	0
南スーダン共和国 MTN, South Sudan 6 - ○ まーリシャス共和国 Emtel Limited 6 1 ○ MAHANAGAR TELEPHONE (MAURITIUS) LIMIT ED 6 - ○ モーリタニア・イスラム共和国 Mauritel Mobiles 7 - ○ モザンピーク共和国 VM,SA 6 - ○ モロッコ王国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ Orange Maroc 6 - ○ WANA CORPORATE 6 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リベリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ TIGO RWANIDA LTD. 6 - ○ レント王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レコニオン島 Orange Reunion 6 - ○		Vodacom (Pty) Ltd	5	_	0
エーリシャス共和国 Emtel Limited 6 1 ○ △人名 - △人名 - △人名 - △人名 モーリタニア・イスラ 人共和国 Mauritel Mobiles 7 - ○ モリンニーク共和国 VM,SA 6 - ○ サンニースリンニースリンニースリンニースリングラス (Compan="2") というでは、 rowspan="2">・		Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd	5	2	0
モーリシャス共和国 Emtel Limited 6 1 ○ MAHANAGAR TELEPHONE (MAURITIUS) LIMIT ED 6 - ○ モーリタニア・イスラ ム共和国 Mauritel Mobiles 7 - ○ モザンビーク共和国 VM,SA 6 - ○ モロッコ王国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ Orange Maroc 6 - ○ リピア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リペリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ レソト王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○	南ス-ダン共和国	MTN, South Sudan	6	-	0
MAHANAGAR TELEPHONE (MAURITIUS) LIMIT ED 6 - ○ モーリタニア・イスラ ム共和国 Mauritel Mobiles 7 - ○ モザンビーク共和国 VM,SA 6 - ○ モロッコ王国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ Orange Maroc 6 - ○ WANA CORPORATE 6 - ○ リピア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リペリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ レソト王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○		Sudanese Mobile Telephone Co.	△6	_	Δ
(MAURITIUS) LIMIT ED	モーリシャス共和国	Emtel Limited	6	1	0
ED ED - <td></td> <td>MAHANAGAR TELEPHONE</td> <td>6</td> <td>_</td> <td>0</td>		MAHANAGAR TELEPHONE	6	_	0
モーリタニア・イスラム共和国 Mauritel Mobiles 7 - ○ モザンビーク共和国 VM,SA 6 - ○ モロッコ王国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ Orange Maroc 6 - ○ WANA CORPORATE 6 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リベリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ レソト王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○		(MAURITIUS) LIMIT			
ム共和国 VM,SA 6 - ○ モロッコ王国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ Orange Maroc 6 - ○ WANA CORPORATE 6 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リベリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ TIGO RWANIDA LTD. 6 - ○ レソト王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○		ED			
モザンビーク共和国 VM,SA 6 - ○ モロッコ王国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ Orange Maroc 6 - ○ WANA CORPORATE 6 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リベリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ TIGO RWANIDA LTD. 6 - ○ レント王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○	モーリタニア・イスラ	Mauritel Mobiles	7	_	0
モロッコ王国 ITISSALAT AL MAGHRIB SA 6 - ○ Orange Maroc 6 - ○ WANA CORPORATE 6 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リベリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ TIGO RWANIDA LTD. 6 - ○ レソト王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○	ム共和国				
Orange Maroc 6 - ○ WANA CORPORATE 6 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リベリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ TIGO RWANIDA LTD. 6 - ○ レソト王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○	モザンビーク共和国	VM,SA	6	_	0
WANA CORPORATE 6 - ○ リビア Libyana Mobile Phone 7 - ○ リベリア共和国 Cellcom Telecommunications Inc. 9 - ○ ルワンダ共和国 MTN RWANDA CELL 6 - ○ TIGO RWANIDA LTD. 6 - ○ レソト王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○	モロッコ王国	ITISSALAT AL MAGHRIB SA	6	-	0
リビアLibyana Mobile Phone7-リベリア共和国Cellcom Telecommunications Inc.9-ルワンダ共和国MTN RWANDA CELL TIGO RWANIDA LTD.6-レソト王国Vodacom Lesotho(Pty)Ltd7-レユニオン島Orange Reunion6-		Orange Maroc	6	_	0
リベリア共和国Cellcom Telecommunications Inc.9-ルワンダ共和国MTN RWANDA CELL6-TIGO RWANIDA LTD.6-レソト王国Vodacom Lesotho(Pty)Ltd7-レユニオン島Orange Reunion6-		WANA CORPORATE	6	_	0
ルワンダ共和国MTN RWANDA CELL6-TIGO RWANIDA LTD.6-レソト王国Vodacom Lesotho(Pty)Ltd7-レユニオン島Orange Reunion6-	リビア	Libyana Mobile Phone	7	_	0
TIGO RWANIDA LTD. 6 - ○ レソト王国 Vodacom Lesotho(Pty)Ltd 7 - ○ レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○	リベリア共和国	Cellcom Telecommunications Inc.	9	_	0
レソト王国Vodacom Lesotho(Pty)Ltd7-○レユニオン島Orange Reunion6-○	ルワンダ共和国	MTN RWANDA CELL	6	_	0
レユニオン島 Orange Reunion 6 - ○		TIGO RWANIDA LTD.	6	_	0
	レソト王国	Vodacom Lesotho(Pty)Ltd	7	_	0
OUTDEMED TELECOM 6	レユニオン島	Orange Reunion	6	_	0
OUTREMER TELECOM 6 - O		OUTREMER TELECOM	6	_	0

備考上記の国際アウトローミングに係る電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 船舶/航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウト
		ローミング利用料の区分(通話モード又
		は 64kb/s デジタル通信モードにより
		国際アウトローミングに係る電気通信
		回線へ着信する通信に係る

		ものを除きます)	に係るグル	ノープ
		通話モード	64kb/s	ショート
			デジタ	メッセー
			ル通信	ジ通信モ
			モード	− F
船舶/航空機等	On Air Switzerland Sarl	15	_	0
	AeroMobile AS,	15	_	0
	Telenor Maritime AS	15	_	0
	Landssími Íslands hf.	15	_	0
	Vodafone Malta Limited	15	_	0
	AT&T Mobility LLC	15	_	0

備考 上記の国際アウトローミングに係る電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。

別表 8 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する 通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリ	アルバ (7)、アメリカ合衆国 (本土)(3 ただし、AT&TMobility LLC の船舶に係る利用は
力地方	6)、アラスカ (3)、アルゼンチン共和国 (2)、アンギラ (7)、アンティグア・バーブーダ
	(7)、ウルグアイ東方共和国(7)、英領ケイマン諸島(7)、英領バージン諸島(7)、 エクアド
	ル共和国 (4)、エルサルバドル共和国 (4)、オランダ領アンティル (7)、オランダ領シン
	ト・マ・ルテン(7)、ガイアナ共和国 (7)、カナダ(3)、キュ-バ共和国(2)、 グアテマラ共
	和国(4)、グアドル-ブ島 (7)、グアム(2)、グレナダ(7)、コスタリカ共和国 (7)、コロン
	ビア共和国 (2)、サイパン(2)、ジャマイカ (7)、スリナム共和国 (7)、セントクリストフ
	ァー・ネービス(7)、セントビンセント及びグレナディーン諸島 (7)、セントルシア (7)、
	タークス・カイコス諸島 (7)、チリ共和国 (7)、ドミニカ国 (7)、ドミニカ共和国 (2)、ト
	リニダ – ド・トバゴ共和国 (7)、ニカラグア共和国 (4)、ハイチ共和国 (7)、パナマ共和国
	(2)、バハマ国(4)、バミューダ諸島 (7)、パラグアイ共和国 (7)、バルバドス (7)、ハワイ
	(3)、プエルトリコ (3)、フォークランド諸島 (2)、仏領ギアナ (7)、仏領サン・マルタン
	(7)、ブラジル連邦共和国 (7)、米領バージン諸島 (3)、ベネズエラ・ボリバル共和国
	(7)、ベリーズ (4)、ペルー共和国 (7)、ボリビア多民族国 (7)、ホンジュラス共和国
	(4)、マルティニク (7)、メキシコ合衆国(2)、モンセラット (7)
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国(2)、アラブ首長国連邦(7)、イエメン共和国(7)、イスラ
	エル国(7)、イラク共和国(7)、イラン・イスラム共和国 (7)、インド (2)、イ ンドネシア
	共和国 (1)、オマ-ン国 (7)、カタ-ル国 (7)、カンボジア王国 (7)、クウェ-ト国 (2)、
	サウジアラビア王国 (7)、シリア・アラブ共和国 (7)、シンガポール共和国 (1)、スリラン
	カ民主社会主義共和国 (2)、タイ王国(1)、大韓民国(7)、台湾(1)、 中華人民共和国 (1)、
	ネパール連邦民主共和国 (2)、パレスチナ自治政府 (4)、バーレーン王国 (7)、パキスタ
	ン・イスラム共和国 (2)、バングラデシュ人民共和国 (2)、東 ティモール民主共和国
	(7)、ブータン王国 (2)、フィリピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラーム国 (2)、香港
	(1)、ベトナム社会主義共和国 (7)、マレーシア (7)、マカオ (1)、ミャンマー連邦共和国
	(2)、モルディブ共和国 (2)、モンゴル国(7)、ヨルダン・ハシェミット王国(7)、ラオス人
	民民主共和国 (7)、レベノン共和国 (7)
オセアニア地	オーストラリア連邦(7)、クック諸島 (7)、クリスマス島 (7)、サモア独立国 (7)、ソロモ
方	ン諸島 (7)、トンガ王国 (7)、ナウル共和国 (7)、ニューカレドニア (7)、ニュージーラン
	ド (7)、バヌアツ共和国 (7)、パプアニューギニア独立国 (4)、パラオ共和国(5)、フィジ
	–共和国 (7)、仏領ポリネシア (7)、△米領サモア (4)、△ミクロネシア連邦 (4)
ヨーロッパ地	アイスランド共和国 (7 ただし、Landssimi Islands hf.の船舶に係る利用は 6)、アイルラ
方	ンド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、 アル
	メニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキス
	タン共和国 (2)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、 英領ジブラ
	ルタル (7)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、カザフ

スタン共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、ガーンジー (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ 共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、ジョージア (7)、クロアチア共和 国 (7)、コソボ共和国 (7)、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、スイス連邦(7 ただ し、OnAirSwitzerland Sarl の利用は 6)、スウェーデン王国(7)、 スペイン (7)、スペイ ン領北アフリカ (7)、スロバキア共和国 (7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国 (7)、タジキスタン共和国 (2)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和 国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただし AeroMobile AS,および Telenor Maritime AS の利用は 6)、バチカン市国 (7)、ハンガリ - (7)、フィンランド共和国 (7)、フェロ-諸島 (7)、フランス共和国 (7)、ブルガリア共 和国 (7)、ベラルーシ共和国 (7)、ベルギー王国 (7)、ボスニア・ ヘルツェゴビナ (7)、ポ - ランド共和国 (7)、ポルトガル共和国 (7)、マケドニア旧ユ - ゴスラビア共和国(2)、マ ディラ諸島 (7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は 6)、マン島 (7)、モナコ公国 (7)、モルドバ共和国 (7)、モンテネグロ (7)、ラトビア共和 国 (7)、リトアニア共和国 (7)、リヒテンシュタイン公国 (7)、ルクセンブルク大公国 (7)、ルーマニア (7)、ロシア (7) アフリカ地方 △アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ 共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和 国 (7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国(7)、 コートジボワー ル共和国 (7)、△コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・ プリンシペ民主共和国 (7)、ザンビア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンバブ工共和国(4)、ス-ダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共 和国 (7) セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7) セントヘレナ島 (7) タンザニア連合 共和国 (7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、ト-ゴ 共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、 ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国(7)、 ベナン共和国 (7)、△ボツワナ共和国 (7)、△ マイヨット島(7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南ア フリカ共和国 (7)、△南スーダン共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イ スラム共和国 (7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国 (7)、リビア(7)、リベリア共和 国 (7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)

64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリ	ブラジル連邦共和国 (3)
力地方	
アジア地方	アラブ首長国連邦 (3)、イスラエル国 (3)、△インド (2)、インドネシア共和国 (1)、 カタ
	-ル国 (3)、△クウェ-ト国 (2)、△サウジアラビア王国 (3)、シンガポ-ル共和国 (1)、
	スリランカ民主社会主義共和国 (1)、大韓民国 (3)、台湾(1)、中華人民共和国 (2)、フィ
	リピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラ – ム国 (1)、△ベトナム社会主義 共和国 (3)、香

	港 (1)、マカオ (1)、マレーシア (1)
オセアニア地	オーストラリア連邦 (3)、ニュージーランド (3)
方	
ヨーロッパ地	△アイスランド共和国 (3)、△アイルランド (3)、アゾレス諸島 (3)、△アンドラ公国
方	(3)、イタリア共和国 (3)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(3)、 エ
	ストニア共和国(3)、オーストリア共和国(3)、オランダ王国(3)、カナリア諸島(3)、 キプ
	ロス共和国(3)、ギリシャ共和国(3)、クロアチア共和国(3)、△コソボ共和国(3)、 サンマ
	リノ共和国 (3)、スイス連邦(3)、スウェーデン王国 (3)、スペイン (3)、スペイン領北ア
	フリカ(3)、スロバキア共和国 (3)、スロベニア共和国 (3)、△タジキスタン共和国 (2)、
	△チェコ共和国 (3)、デンマーク王国 (3)、ドイツ連邦共和国 (3)、△トルコ共和国 (3)、
	ノルウェ-王国 (3)、バチカン市国 (3)、ハンガリ- (3)、フランス共和国 (3)、フィンラ
	ンド共和国 (3)、ブルガリア共和国 (3)、ベルギー王国 (3)、ポーランド共和国(3)、ポル
	トガル共和国 (3)、マディラ諸島(3)、△マルタ共和国 (3)、 モナコ公国 (3)、△モンテネ
	グロ (3)、 \triangle ラトビア共和国 (3)、 \mathcal{N} – マニア (3)、 \mathcal{N} クセンブルク大公国 (3)、 \triangle ロシア
	(1)
アフリカ地方	エジプト・アラブ共和国 (3)、△チュニジア共和国 (3)、南アフリカ共和国 (3)、モー リ
	シャス共和国 (1)、モロッコ王国 (2)

(注) 平成 29 年 2 月 1 日現在、取扱地域に△印が付されているものについては、今後取り扱い開始を予定している

地域です。

別表 9 国際電話サービス取扱地攻

1通話モードに係るもの

1-1 アイサポモバイル(S)音声付デ-タプラン以外の通話モ-ドに係るもの

通話先区分	.,	付テータブラン以外の通話モートに係るもの 取扱地域
南・北アメリ	アメリカ 1	アメリカ合衆国(本土)(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、
力地方		アラスカ、 カナダ、 グアム、 サイペン、 ハワイ
	アメリカ 2	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、英領ケイマン諸島、英領バージン諸
		島、グレナダ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビ
		ンセント及びグレナディ – ン諸島、セントルシア、タ – クス・カイコス諸
		島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、バハマ
		国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキ
		シコ合衆国、モンセラット
	アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ(ただし料金表第1表第1(通話料)の2(料金
		額)に規定する 2–2 に係るものについてはアメリカ 2)、ウルグアイ東方共
		和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、
		オランダ領シント・マールテン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテ
		マラ共和国、グアドル-プ島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サン
		ピエ-ル島、ミクロン島、スリナム共和国、チリ共和国、二カラグア共和
		国、ハイチ共和国(ただし料金表第1表第1(通話料)の2(料金額)に規定す
		る 2 – 2 に係るものについてはアメリカ 2)、パナマ共和国、パラグアイ共
		和国、フォークランド諸島、仏領ギアナ、仏領サン・ マルタン、ブラジル
		連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリ
		ビア多民族国、ホンジュラス共和国、マルティニク
アジア地方	アジア 1	大韓民国、北朝鮮、台湾、中華人民共和国、香港、マカオ
	アジア 2	インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、タイ王国、
		東ティモ-ル民主共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラ-ム国、
		ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ラオス人民民主共和国
	アジア 3	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イ
		スラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、オマーン
		国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和
		国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタ
		ン・イスラム共和国、バーレーン王国、パレスチナ自治政府、バングラデシ
		ュ人民共和国、ブータン王国、ミャンマー連邦共和国、モルディヴ共和国、
		モンゴル国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国
オセアニア地	オセアニア	オーストラリア連邦、キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココ
方		ス・キーリング群島、ソロモン諸島、サモア独立国、ツバル、トケラウ諸
		島、トンガ王国、ナウル共和国、二ウエ、ニューカレドニア、ニュージーラ
		ンド、ノ-フォ-ク島、バヌアツ共和国、パプアニュ-ギニア独立国、 パ
		ラオ共和国、フィジ-共和国、仏領ポリネシア、仏領ワリス・フテュナ諸

		島、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
ヨーロッパ地	ヨーロッパ	アイスランド共和国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、アイ
方		ルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、ア
		ルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキス
		タン共和国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、英領ジ
		 ブラルタル、エストニア共和国、オ−ストリア共和国、オランダ王国、カザ
		 フスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共
		 和国、キルギス共和国、グリーンランド、グルジア、クロアチア共和国、コ
		 ソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦(船舶/航空機等に規定する取扱
		 地域以外のもの)、ジャ-ジ-、スウェ-デン王国、スペイン、スペイン領
		 北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジ
		 キスタン共和国、チェコ共和国、デンマ − ク王国、ドイツ連邦共和国、トル
		│ │ クメニスタン、トルコ共和国、ノルウェ-王国 (船舶/航空機等に規定する
		 取扱地域以外のもの)、バチカン市国、ハンガリ – 、フィンランド共和国、
		 フェロ – 諸島、△フォ – クランド諸島、フランス共和国、ブルガリア共和
		 国、ベラル-シ共和国、ベルギ-王国、 ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポ-
		 ランド共和国、ポルトガル共和国、マケドニア旧ユ – ゴスラビア共和国、マ
		 ディラ諸島、マルタ共和国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のも
		 の)、マン島、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和
		^ 国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、
		ルーマニア、ロシア
アフリカ地方	アフリカ	│ │ アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ
		 共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア
		│ │ 国、ガ-ナ共和国、カ-ボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメル-ン共和
		 国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、
		 コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、
		 サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、
		│ │ ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、ス – ダン共和国、スワジランド王国、セ
		│ │ – シェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソ
		 マリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、 中央アフリカ共和
		 国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア島、ト−ゴ 共和国、ナイジェ
		 リア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェ-ル共札 国、 ブルキナファ
		ソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイ ヨット島、マ
		 ダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリ カ共和国、南
		 ス−ダン共和国、モザンビ−ク共和国、モ−リシャス共和国、 モ−リタニ
		 ア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、 ルワンダ
		 共和国、レソト王国、レユニオン島
インマルサット移動地球局		│ インマルサット B、インマルサット M、インマルサットミニ M、インマル
		サット Fleet、インマルサット M4、インマルサット BGAN

特定衛星携帯電話	イリジウム衛星携帯電話、スラーヤ衛星携帯電話
船舶/航空機等	各国事業者の船舶/航空機取扱地域、及びグローバルサービスに係るもの

1-2 アイサポモバイル(S)音声付デ-タプランに係るもの

通話先区分	地域の範囲
アメリカ 1	アラスカ、ハワイ
アメリカ 2	アメリカ合衆国
アメリカ 3	カナダ
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国
アメリカ 5	アルゼンチン共和国、アルバ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、オランダ領セント・マーティン、ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、セントビンセント・グレナディーン諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ニカラグア共和国、米領バージン諸島、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルトリコ、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島、メキシコ合衆国、モンセラット
アメリカ 6	アンギラ、ケイマン諸島、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス・カイクス諸島、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、英領バージン諸島
オセアニア 1	グアム
オセアニア 2	ニュージーランド
オセアニア 3	サイパン
オセアニア 4	オーストラリア連邦、マーシャル諸島共和国
オセアニア 5	クリスマス諸島、ココス諸島、サモア独立国、米領サモア、ツバル、ニューカレドニア、 ノーフォーク島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	キリバス諸島、クック諸島、ソロモン諸島、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、 ニウエ、バヌアツ共和国、パラオ共和国、フィジ-諸島共和国、ワリス・フテュナ諸島
オセアニア 7	パプアニューギニア諸島
アジア 1	マレーシア
アジア 2	ブルネイ・ダルサラーム共和国、マカオ特別行政区
アジア 3	シンガポール共和国
アジア 4	フィリピン共和国
アジア 5	インドネシア共和国、大韓民族、タイ王国、台湾、中華人民共和国、ベトナム社会主義共 和国、香港特別行政区
アジア 6	ミャンマー連邦
アジア 7	インド、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主主

	義共和国、パキスタン、
アジア 8	カンボジア王国、東ティモール民主共和国
 中東 1	
	 国、カタ-ル国、クウェ-ト国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、ヨルダ
	ン・八シェミット王国
中東 2	アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、バーレーン王国、レバノン共和国
ヨーロッパ 1	デンマーク王国、
ヨーロッパ 2	ギリシャ共和国、ノルウェー王国
ヨーロッパ 3	アイルランド、アゾレス諸島、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島
ヨーロッパ4	フィンランド共和国
ヨーロッパ 5	オランダ王国、スイス連邦、スペイン、ロシア連邦
ヨーロッパ 6	グレートブリテン・北アイルランド連合王国、イタリア共和国、ウクライナ、スウェーデ
	ン王国
	チェコ共和国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、ハンガリ-共和国、フェロ-ズ諸島、
	フランス共和国、ルーマニア
ヨーロッパ 7	アゼルバイジャン共和国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ8	トルコ共和国
ヨーロッパ 9	アイスランド共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国ウズベキスタン共和国、オースト
	リア共和国、カザフスタン共和国、キプロス共和国、グリーンランド、クロアチア共和
	国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア
	共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア
	旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、
	ラトビア共和国
ヨーロッパ 10	アルバニア共和国、エストニア共和国、キルギス共和国、グルジア、タジキスタン共和
	国、トルクメニスタン、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国
アフリカ 1	カナリ-諸島、スペイン領北アフリカ
アフリカ 2	アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和
	国、ガーナ共和国、カメルーン共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ
	連合、ザンビア共和国、ジンバブ工共和国、ス – ダン共和国、スワジランド王国、セネガ
	ル共和国、タンザニア連合共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキ
	ナファソ、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、南ス
	ダン共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国
アフリカ 3	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、エリトリア国、カーボヴェルデ共和国、
	ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コ
	ンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和
	国、赤道ギニア共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、チャド共和国、ブルンジ
	共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和
	国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン

インサルマッ	インサルマット
F	
その他の衛生	弊社が別途定めるもの
局	

2 デジタル通信モードに係るもの

2-1 アイサポモバイル(S)デ-タプラン以外のデジタル通信モ-ドに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリ	アメリカ	ブラジル
力地方		
アジア地方	アジア 1	大韓民国、台湾、中国、香港、マカオ
	アジア 2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・
		ダルサラ-ム国、△ベトナム社会主義共和国、マレ-シア
	アジア 3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、△インド、カタール国、△クウェート
		国、
		△サウジアラビア王国、スリランカ
オセアニア地	オセアニア	オーストラリア連邦、ニュージーランド
方		
ヨーロッパ地	ヨーロッパ	△アイスランド共和国、△アイルランド、アゾレス諸島、△アンドラ公国、
方		英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、エストニア共和
		国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、
		キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、△コソボ共和国、サ
		ンマリノ共和国、スイス連邦、スウェ−デン王国、スペイン、△スペイン領
		北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、△タジキスタン共和
		国、△チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、
		ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンラン
		ド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、 ポルト
		ガル共和国、マディラ諸島、△マルタ共和国、モナコ公国、△モンテネグ
		ロ、△ラトビア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、△ロシア
アフリカ地方	アフリカ	エジプト・アラブ共和国、△チュニジア共和国、南アフリカ共和国、モ−リ
		シャス共和国、モロッコ王国

2-2 アイサポモバイル(S)デ-タプランのデジタル通信モ-ドに係るもの

通話先区分	地域の範囲
オセアニアA	オーストラリア連邦、ニュージーランド
アジアA	大韓民国、台湾、香港特別行政区、中華人民共和国
アジアB	シンガポール共和国、フィリピン共和国
アジアC	インドネシア共和国、スリランカ民主社会主義共和国、マレーシア

アジアD	ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ特別行政区
中東A	アラブ首長国連邦、イスラエル国、カタール国
中東B	サウジアラビア王国
ヨーロッパA	グレートブリテン・北アイルランド連合王国、イタリア共和国、オーストリア共和国、サ
	ンマリノ共和国、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和
	国、モナコ公国、ルーマニア
ヨーロッパB	デンマーク王国、ハンガリー共和国
ヨーロッパC	オランダ王国、ギリシャ共和国、スイス連邦、スペイン、スロベニア共和国、トルコ共和
	国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国
ヨーロッパD	アイルランド、アゾレス諸島、スロバキア共和国、チェコ共和国、ポーランド共和国、ポ
	ルトガル共和国、マディラ諸島
ヨーロッパE	クロアチア共和国、マルタ共和国
ヨーロッパ F	ルクセンブルク大公国
アフリカA	南アフリカ共和国
アフリカB	カナリー諸島

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、今後提供予定の地域です。

附則:この規約は2018年3月1日から実施します。

第1版 平成30年2月27日

平成30年3月22日 一部改訂

平成30年4月1日 一部改訂

平成30年4月15日 一部改訂(料金表追加)

平成30年5月1日 一部改訂

平成30年6月25日 一部改定(データプラン追加)

平成30年10月1日 一部改定(プラン追加)

令和元年7月1日一部改訂令和元年11月1日一部改訂令和2年3月1日一部改訂

令和3年3月10日 一部改訂(料金表追加)

令和3年7月1日 一部改訂(電話リレーサービス追加)

令和4年1月1日 一部改訂